

損 保

第5章

損害保険会計の特色と体系

2023年2月改訂

日本アクチュアリー会

このテキストは日本アクチュアリー会資格試験の第2次試験(専門科目)を受験する方のための教材です。

各項目について見識のある方をお願いして執筆いただきました。

受験生がこのテキストから幅広い理論的・実践的知識を取得し、あわせて応用能力を備えることを狙いとしており、テキストの内容自体が日本アクチュアリー会の公式見解を表すものではありません。

しかしながら、できる限り種々の考え方、意見を集約するよう努めており、受験生にとって適切な学習書としての役割を果たすものです。

テキスト部会(損保担当委員)

石黒 貴彦(個人会員)

大関 伸幸(あいおいニッセイ同和損害保険)

大友 貴人(三井住友海上火災保険)

片山 亮太郎(三井住友海上火災保険)

桑原 健太(損害保険ジャパン)

星野 吉孝(東京海上日動火災保険)

溝田 裕樹(東京海上日動火災保険)

安田 健造(損害保険ジャパン)

第5章 損害保険会計の特色と体系

5.1 損害保険会計の特色	5-1
5.1.1 損害保険会計の特色	5-1
5.1.2 決算書類の作成・提出と関係法令	5-2
5.2 損害保険会社の取引	5-14
5.3 資産負債に関する勘定科目	5-16
5.3.1 資産に関する勘定科目	5-16
5.3.2 負債に関する勘定科目	5-23
5.3.3 資産の自己査定および償却・引当	5-27
5.3.4 主な資産の評価方法	5-32
5.3.5 外貨建資産負債の評価	5-34
5.4 損益に関する勘定科目	5-35
5.4.1 保険引受に関する収益項目	5-35
5.4.2 保険引受に関する費用項目	5-38
5.4.3 営業費及び一般管理費	5-42
5.4.4 資産運用に関する収益項目およびその他経常収益	5-42
5.4.5 資産運用に関する費用項目およびその他経常費用	5-45
5.4.6 特別利益	5-46
5.4.7 特別損失	5-47
5.4.8 法人税および住民税	5-48
5.5 決算処理とその勘定科目	5-49
5.5.1 経過勘定の計上	5-49
5.5.2 支払備金	5-50
5.5.3 責任準備金	5-50

5.5.4 積立保険料等運用益	5-51
5.5.5 資産の評価	5-51
5.5.6 減価償却	5-51
5.5.7 貸倒引当金	5-52
5.5.8 退職給付引当金	5-52
5.5.9 不動産圧縮記帳	5-53
5.5.10 保険業法第112条評価益の計上	5-53
5.5.11 価格変動準備金	5-54
5.6 財務諸表の様式	5-61
5.6.1 (単体)貸借対照表の様式	5-62
5.6.2 (単体)損益計算書の様式	5-67
5.6.3 (単体)キャッシュ・フロー計算書の様式	5-70
5.6.4 (単体)株主資本等変動計算書の様式	5-71
5.6.5 連結貸借対照表の様式	5-73
5.6.6 連結損益計算書の様式	5-77
5.6.7 連結包括利益計算書の様式	5-79
5.6.8 連結キャッシュ・フロー計算書の様式	5-80
5.6.9 連結株主資本等変動計算書の様式	5-82
5.7 株主・契約者等へのディスクロージャー	5-84
5.7.1 決算短信	5-84
5.7.2 有価証券報告書	5-85
5.7.3 保険業法におけるディスクロージャーの規定	5-86
5.7.4 任意のディスクロージャー	5-100

5.1 損害保険会計の特色

5.1.1 損害保険会計の特色

損害保険業は、多数の個人や法人と損害保険契約を結んで、これらの保険契約者から保険料を受け取り、保険事故が発生したときに保険金を支払うこと、また、保険料として受け取った金銭の運用を行うことを主たる業務としている。損害保険会計は、このような業務を営んでいる損害保険会社で行われている会計、つまり、「損害保険会社の経営活動に伴って時々刻々に発生する、金銭の収支および金銭で表示される各種価値の変動を漏れなく記録・計算・整理することにより、一定期間および一定期末における経営成績と財政状態とを明らかにするもの」である。

損害保険会計は、基本的には一般企業会計の理論と技術を応用して行っているため、この限りでは一般企業会計と何ら異なるところはないが、次の点で大きな特色をもっている。

- ① 損害保険業は、保険引受機能、資産運用機能等を有していることから他の事業に比べ異質な面が多いため、損害保険会計で取り扱う会計取引のかなりの部分が他の企業にあまり類を見ない性質のものである。
- ② 一般企業においては代価と引換えに給付を行うため、ある期間中の売上総利益は、その期間中の売上高から売上原価を差し引くことにより算出できる。ところが損害保険会社にあつては、まず売上高に相当する保険料が給付を提供することなく前受され、給付たる売上原価は保険金の支払が完了しないと判明しないため、「責任準備金や支払備金の繰入れ、戻入れ」という保険会計独特の決算整理をした上で損益計算を行っている。
- ③ 損害保険会社は保険料の収納・保全、保険金の支払を基本業務とし、

また資産運用業務を有するきわめて公共的色彩の強い企業であるので、その会計処理は厳正明瞭、その財産の保管・運用は適正安全でなければならない。そこで保険業法および関係法令において、保険会社の会計処理および財産の運用について規定が設けられている。

- ④ 損害保険業は、内閣総理大臣の損害保険業免許を受けた者でなければ行うことができず(保険業法第3条)、免許を申請する際には、定款、事業方法書、普通保険約款、保険料及び責任準備金の算出方法書(総称、基礎書類)を添付することとされている(保険業法第4条)。

したがって、会計処理をする上で、一般企業が規制される会社法、企業会計原則などのほかに、保険業法(関係法令を含む)および基礎書類に準拠しなければならない。

5.1.2 決算書類の作成・提出と関係法令

(1) 会社法関連

会社法の規定は次のとおりである。

会社法 第2編 株式会社 > 第5章 計算等 > 第2節 会計帳簿等

第2款 計算書類等

(計算書類等の作成及び保存)

第435条 株式会社は、法務省令で定めるところにより、その成立の日における貸借対照表を作成しなければならない。

2 株式会社は、法務省令で定めるところにより、各事業年度に係る計算書類(貸借対照表、損益計算書その他株式会社の財産及び損益の状況を示すために必要かつ適当なものとして法務省令で定めるものをいう。以下この章において同じ。)及び事業報告並びにこれらの附属明細書を作成しなければならない。

3、4 (略)

(計算書類等の監査等)

第436条 監査役設置会社(監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある株式会社を含み、会計監査人設置会社を除く。)においては、前条第2項の計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書は、法務省令で定めるところにより、監査役の監査を受けなければならない。

2 会計監査人設置会社においては、次の各号に掲げるものは、法務省令で定めるところにより、当該各号に定める者の監査を受けなければならない。

一 前条第2項の計算書類及びその附属明細書 監査役(監査等委員会設置会社にあつては監査等委員会、指名委員会等設置会社にあつては監査委員会)及び会計監査人

二 前条第2項の事業報告及びその附属明細書 監査役(監査等委員会設置会社にあつては監査等委員会、指名委員会等設置会社にあつては監査委員会)

3 取締役会設置会社においては、前条第2項の計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書(第1項又は前項の規定の適用がある場合にあつては、第1項又は前項の監査を受けたもの)は、取締役会の承認を受けなければならない。

(計算書類等の株主への提供)

第437条 取締役会設置会社においては、取締役は、定時株主総会の招集の通知に際して、法務省令で定めるところにより、株主に対し、前条第3項の承認を受けた計算書類及び事業報告(同条第1項又は第2項の規定の適用がある場合にあつては、監査報告又は会計監査報告を含む。)を提供しなければならない。

(計算書類等の定時株主総会への提出等)

第438条 次の各号に掲げる株式会社においては、取締役は、当該各号に定める計算書類及び事業報告を定時株主総会に提出し、又は提供しなければならない。

一 第436条第1項に規定する監査役設置会社(取締役会設置会社を除く。) 第436条第1項の監査を受けた計算書類及び事業報告

二 会計監査人設置会社(取締役会設置会社を除く。) 第436条第2項の監査を受けた計算書類及び事業報告

三 取締役会設置会社 第436条第3項の承認を受けた計算書類及び事業報告

四 前3号に掲げるもの以外の株式会社 第435条第2項の計算書類及び事業報告

2 前項の規定により提出され、又は提供された計算書類は、定時株主総会の承認

を受けなければならない。

- 3 取締役は、第1項の規定により提出され、又は提供された事業報告の内容を定時株主総会に報告しなければならない。

(会計監査人設置会社の特則)

第439条 会計監査人設置会社については、第436条第3項の承認を受けた計算書類が法令及び定款に従い株式会社の財産及び損益の状況を正しく表示しているものとして法務省令で定める要件に該当する場合には、前条第2項の規定は、適用しない。この場合においては、取締役は、当該計算書類の内容を定時株主総会に報告しなければならない。

(計算書類の公告)

第440条 株式会社は、法務省令で定めるところにより、定時株主総会の終結後遅滞なく、貸借対照表(大会社にあつては、貸借対照表及び損益計算書)を公告しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、その公告方法が第939条第1項第1号又は第2号に掲げる方法である株式会社は、前項に規定する貸借対照表の要旨を公告することで足りる。
- 3 前項の株式会社は、法務省令で定めるところにより、定時株主総会の終結後遅滞なく、第1項に規定する貸借対照表の内容である情報を、定時株主総会の終結の日後5年を経過する日までの間、継続して電磁的方法により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置をとることができる。この場合においては、前2項の規定は、適用しない。
- 4 金融商品取引法第24条第1項の規定により有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならない株式会社については、前3項の規定は、適用しない。

(臨時計算書類)

第441条 株式会社は、最終事業年度の直後の事業年度に属する一定の日(以下この項において「臨時決算日」という。)における当該株式会社の財産の状況を把握するため、法務省令で定めるところにより、次に掲げるもの(以下「臨時計算書類」という。)を作成することができる。

- 一 臨時決算日における貸借対照表
- 二 臨時決算日の属する事業年度の初日から臨時決算日までの期間に係る損益

計算書

- 2 第436条第1項に規定する監査役設置会社又は会計監査人設置会社においては、臨時計算書類は、法務省令で定めるところにより、監査役又は会計監査人(監査等委員会設置会社にあつては監査等委員会及び会計監査人、指名委員会等設置会社にあつては監査委員会及び会計監査人)の監査を受けなければならない。
- 3 取締役会設置会社においては、臨時計算書類(前項の規定の適用がある場合にあっては、同項の監査を受けたもの)は、取締役会の承認を受けなければならない。
- 4 次の各号に掲げる株式会社においては、当該各号に定める臨時計算書類は、株主総会の承認を受けなければならない。ただし、臨時計算書類が法令及び定款に従い株式会社の財産及び損益の状況を正しく表示しているものとして法務省令で定める要件に該当する場合は、この限りでない。
 - 一 第436条第1項に規定する監査役設置会社又は会計監査人設置会社(いずれも取締役会設置会社を除く。) 第2項の監査を受けた臨時計算書類
 - 二 取締役会設置会社 前項の承認を受けた臨時計算書類
 - 三 前2号に掲げるもの以外の株式会社 第1項の臨時計算書類

(計算書類等の備置き及び閲覧等)

- 第442条** 株式会社は、次の各号に掲げるもの(以下この条において「計算書類等」という。)を、当該各号に定める期間、その本店に備え置かなければならない。
- 一 各事業年度に係る計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書(第436条第1項又は第2項の規定の適用がある場合にあっては、監査報告又は会計監査報告を含む。) 定時株主総会の日(取締役会設置会社にあつては、2週間)前の日(第319条第1項の場合にあつては、同項の提案があつた日)から5年間
 - 二 臨時計算書類(前条第2項の規定の適用がある場合にあっては、監査報告又は会計監査報告を含む。) 臨時計算書類を作成した日から5年間
- 2 株式会社は、次の各号に掲げる計算書類等の写しを、当該各号に定める期間、その支店に備え置かなければならない。ただし、計算書類等が電磁的記録で作成されている場合であつて、支店における次項第3号及び第4号に掲げる請求に応じることが可能とするための措置として法務省令で定めるものをとっているときは、この

限りでない。

- 一 前項第1号に掲げる計算書類等 定時株主総会の日(取締役会設置会社にあつては、2週間)前の日(第319条第1項の場合にあつては、同項の提案があつた日)から3年間
 - 二 前項第2号に掲げる計算書類等 同号の臨時計算書類を作成した日から3年間
- 3 株主及び債権者は、株式会社の営業時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第2号又は第4号に掲げる請求をするには、当該株式会社の定めた費用を支払わなければならない。
- 一 計算書類等が書面をもって作成されているときは、当該書面又は当該書面の写しの閲覧の請求
 - 二 前号の書面の謄本又は抄本の交付の請求
 - 三 計算書類等が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求
 - 四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて株式会社の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求
- 4 株式会社の親会社社員は、その権利を行使するため必要があるときは、裁判所の許可を得て、当該株式会社の計算書類等について前項各号に掲げる請求をすることができる。ただし、同項第2号又は第4号に掲げる請求をするには、当該株式会社の定めた費用を支払わなければならない。

(計算書類等の提出命令)

第443条 裁判所は、申立てにより又は職権で、訴訟の当事者に対し、計算書類及びその附属明細書の全部又は一部の提出を命ずることができる。

第3款 連結計算書類

第444条 会計監査人設置会社は、法務省令で定めるところにより、各事業年度に係る連結計算書類(当該会計監査人設置会社及びその子会社から成る企業集団の財産及び損益の状況を示すために必要かつ適当なものとして法務省令で定めるものをいう。以下同じ。)を作成することができる。

2 連結計算書類は、電磁的記録をもって作成することができる。

- 3 事業年度の末日において大会社であって金融商品取引法第24条第1項の規定により有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならないものは、当該事業年度に係る連結計算書類を作成しなければならない。
- 4 連結計算書類は、法務省令で定めるところにより、監査役(監査等委員会設置会社にあつては監査等委員会、指名委員会等設置会社にあつては監査委員会)及び会計監査人の監査を受けなければならない。
- 5 会計監査人設置会社が取締役会設置会社である場合には、前項の監査を受けた連結計算書類は、取締役会の承認を受けなければならない。
- 6 会計監査人設置会社が取締役会設置会社である場合には、取締役は、定時株主総会の招集の通知に際して、法務省令で定めるところにより、株主に対し、前項の承認を受けた連結計算書類を提供しなければならない。
- 7 次の各号に掲げる会計監査人設置会社においては、取締役は、当該各号に定める連結計算書類を定時株主総会に提出し、又は提供しなければならない。この場合においては、当該各号に定める連結計算書類の内容及び第4項の監査の結果を定時株主総会に報告しなければならない。
 - 一 取締役会設置会社である会計監査人設置会社 第5項の承認を受けた連結計算書類
 - 二 前号に掲げるもの以外の会計監査人設置会社 第4項の監査を受けた連結計算書類

株式会社¹は、会社法第435条、会社計算規則第58条および同59条の規定により計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書²および

¹ 相互会社(保険業法によって設立された会社)についても、保険業法第54条は会社法の会計に関する規定を大幅に準用している。

また、相互会社が社員総会に提出する財務諸表は、当然のことながら保険業法施行規則の定めるところによる。

² 会社法の施行に伴い、剰余金の配当が随時にできるようになったことなどにより、商法にあった「利益処分又は損失の処理に関する議案」が廃止された。

個別注記表³)、事業報告および附属明細書を作成する必要があり、また、有価証券報告書の提出会社などは連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表)を作成する必要がある。記載方法については、会社計算規則で規定されているが、会社計算規則第118条の規定により保険会社の作成する計算関係書類の記載方法については、保険業法施行規則の定めるところによることとされている。

会計監査報告の特定監査役⁴及び特定取締役⁵への通知期限等は以下のようになっている。

計算書類およびその附属明細書については、次のいずれか遅い日

イ 計算書類の全部を受領した日から4週間を経過した日

ロ 附属明細書を受領した日から1週間を経過した日

ハ 特定取締役、特定監査役および会計監査人の中で合意により定めた日があるときは、その日

連結計算書類については、連結計算書類の全部を受領した日から4週間を経過した日(特定取締役、特定監査役および会計監査人の中で合意により定めた日がある場合にあっては、その日)

会計監査人設置会社の特定監査役は、以下に定める日までに、特定取締

³ 注記表という名称からはまとまった表をイメージするが、必ずしもまとめて「注記表」にするのではなく、貸借対照表等にそれぞれ注記を付す方法でもよい。

⁴ 監査役設置会社(監査役会設置会社を除く。)、監査役会設置会社、監査等委員会設置会社、指名委員会等設置会社の区分に応じ定められている(会社計算規則第130条5項)。

⁵ 通知を受ける者を定めた場合当該定められた者。それ以外の場合は、監査を受けるべき計算関係書類の作成に関する職務を行った取締役及び執行役(会社計算規則第130条4項)。

役および会計監査人に対し、監査報告の内容を通知しなければならない。

連結計算書類以外の計算関係書類についての監査報告は、次に掲げる日のいずれか遅い日

イ 会計監査報告を受領した日から一週間を経過した日

ロ 特定取締役および特定監査役の間で合意により定めた日があるときは、その日

連結計算書類についての監査報告は、会計監査報告を受領した日から一週間を経過した日(特定取締役および特定監査役の間で合意により定めた日がある場合にあっては、その日)

取締役会設置会社は、計算関係書類の会計監査人による監査および監査役(監査等委員会設置会社にあつては監査等委員会、指名委員会等設置会社にあつては監査委員会)による監査の後に計算関係書類を取締役会で承認することとなる。

(2) 保険業法

保険業法および関係法令の規定は次のとおりである。

保険業法

(株主総会参考書類及び議決権行使書面等)

第13条 株式会社に対する会社法第301条第1項(株主総会参考書類及び議決権行使書面の交付等)、第432条第1項(会計帳簿の作成及び保存)、第435条第1項及び第2項(計算書類等の作成及び保存)、第436条第1項及び第2項(計算書類等の監査等)、第439条(会計監査人設置会社の特則)並びに第440条第1項(計算書類の公告)の規定の適用については、これらの規定中「法務省令」とあるのは、「内閣府令」とする。

(会計帳簿の閲覧等の請求の適用除外等)

第14条 会社法第433条(会計帳簿の閲覧等の請求)の規定は、株式会社の会計帳簿又はこれに関する資料については、適用しない。

- 2 株式会社に対する会社法第442条第3項（計算書類等の備置き及び閲覧等）の規定の適用については、同項中「及び債権者」とあるのは、「、保険契約者、保険金額を受け取るべき者その他の債権者及び被保険者」とする。

（業務報告書等）

第110条 保険会社は、事業年度ごとに、業務及び財産の状況を記載した中間業務報告書及び業務報告書を作成し、内閣総理大臣に提出しなければならない。

- 2 保険会社が子会社その他の当該保険会社と内閣府令で定める特殊の関係のある会社（以下この章及び次章において「子会社等」という。）を有する場合には、当該保険会社は、事業年度ごとに、前項の報告書のほか、当該保険会社及び当該子会社等の業務及び財産の状況を連結して記載した中間業務報告書及び業務報告書を作成し、内閣総理大臣に提出しなければならない。
- 3 前2項の報告書の記載事項、提出期日その他これらの報告書に関し必要な事項は、内閣府令で定める。

保険業法施行規則

（各事業年度に係る計算書類等）

第17条の5 法第13条の規定により読み替えて適用する会社法第435条第2項（計算書類等の作成及び保存）に規定する内閣府令で定めるものは、次項及び第3項の規定に従い作成される株主資本等変動計算書とする。

- 2 法第13条の規定により読み替えて適用する会社法第435条第2項の規定により作成すべき各事業年度に係る計算書類（同項に規定する計算書類をいう。以下この節において同じ。）及び事業報告並びにこれらの附属明細書は、別紙様式第7号（中略）に準じて作成しなければならない。
- 3 計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書の作成に関し、この府令に定めのない事項については、会社法施行規則及び計算規則に定めるところによる。

（業務報告書等）

第59条 法第110条第1項に規定する中間業務報告書は、事業年度開始の日から当該事業年度の9月30日までの間の業務及び財産の状況について、保険会社である株式会社にあつては、中間事業報告書、中間貸借対照表（関連する注記を含む。

以下同じ。)、中間損益計算書(関連する注記を含む。以下同じ。)、中間キャッシュ・フロー計算書、中間株主資本等変動計算書(関連する注記を含む。以下同じ。))及び保険金等の支払能力の充実の状況に関する書面、保険会社である相互会社にあつては、中間事業報告書、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間キャッシュ・フロー計算書、中間基金等変動計算書(関連する注記を含む。以下同じ。))及び保険金等の支払能力の充実の状況に関する書面に分けて、別紙様式第6号(特定取引勘定設置会社にあつては、別紙様式第6号の2)により作成し、当該期間終了後3月以内に提出しなければならない。

- 2 法第110条第1項に規定する業務報告書は、保険会社である株式会社にあつては、事業報告書、附属明細書、株主総会に関する事項等に関する書面、貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、株主資本等変動計算書及び保険金等の支払能力の充実の状況に関する書面、保険会社である相互会社にあつては、事業報告書、附属明細書、社員総会又は総代会に関する事項等に関する書面、貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、剰余金処分又は損失処理に関する書面、基金等変動計算書、基金の償却に関する書面、基金利息の支払に関する書面及び保険金等の支払能力の充実の状況に関する書面に分けて、別紙様式第7号(特定取引勘定設置会社にあつては別紙様式第7号の2)により作成し、事業年度終了後4月以内に提出しなければならない。
- 3 法第110条第2項に規定する内閣府令で定める特殊の関係のある会社(以下この条及び第59条の3において「子会社等」という。)は、次に掲げる者とする。
 - 一 当該保険会社の子法人等
 - 二 当該保険会社の関連法人等
- 4 法第110条第2項に規定する中間業務報告書は、事業年度開始の日から当該事業年度の9月30日までの間の保険会社及びその子会社等の業務及び財産の状況について、中間事業概況書、中間連結財務諸表及び保険金等の支払能力の充実の状況に関する書面に分けて、別紙様式第6号の3により作成し、当該期間終了後3月以内に提出しなければならない。
- 5 法第110条第2項に規定する業務報告書は、事業概況書、連結財務諸表及び保険金等の支払能力の充実の状況に関する書面に分けて、別紙様式第7号の3により作成し、事業年度終了後4月以内に提出しなければならない。

保険業法では、中間業務報告書、業務報告書、中間連結業務報告書および連結業務報告書を作成し、金融庁長官に提出しなければならない旨が規定されている。中間業務報告書、業務報告書、中間連結業務報告書および連結業務報告書の作成様式については、保険業法施行規則第59条により規定されており、それぞれ別紙様式が定められている。

(3) 金融商品取引法

金融商品取引法および関連法令の規定は次のとおりである。

金融商品取引法

(有価証券報告書の提出)

第24条 有価証券の発行者である会社は、その会社が発行者である有価証券(中略)が次に掲げる有価証券のいずれかに該当する場合には、内閣府令で定めるところにより、事業年度ごとに、当該会社の商号、当該会社の属する企業集団及び当該会社の経理の状況その他事業の内容に関する重要な事項その他の公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして内閣府令で定める事項を記載した報告書(以下「有価証券報告書」という。)を、内国会社にあつては当該事業年度経過後3月以内(中略)に、内閣総理大臣に提出しなければならない。(中略)

- 一 金融商品取引所に上場されている有価証券(特定上場有価証券を除く。)
- (以下略)

(公認会計士又は監査法人による監査証明)

第193条の2 金融商品取引所に上場されている有価証券の発行会社その他の者で政令で定めるもの(中略)が、この法律の規定により提出する貸借対照表、損益計算書その他の財務計算に関する書類で内閣府令で定めるもの(中略)には、その者と特別の利害関係のない公認会計士又は監査法人の監査証明を受けなければならない。(以下略)

企業内容等の開示に関する内閣府令

(有価証券報告書の記載内容等)

第15条 法第24条第1項又は第3項の規定により有価証券報告書を提出すべき会社(指定法人を含む。)は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める様式により有価証券報告書3通を作成し、財務局長等に提出しなければならない。

一 内国会社

イ 法第24条第1項の規定による場合(中略) 第3号様式

(以下略)

上場株式会社等については有価証券報告書を作成し、当該事業年度経過後3か月以内に金融庁長官(金融商品取引法第194の7条第1項において「内閣総理大臣は、この法律による権限(政令で定めるものを除く。)を金融庁長官に委任する。」と定められている)に提出しなければならない(金融商品取引法第24条)。また、財務諸表については、公認会計士または監査法人の監査証明を受けなければならない(金融商品取引法第193条の2)。

有価証券報告書の記載事項は、企業内容等の開示に関する内閣府令第15条に規定されている。また記載方法は、財務諸表等規則等で定める用語、様式および作成方法によることとされているが、保険会社にあつては、財務諸表等規則第2条等に基づき、保険業法施行規則の定めによることとされている。

5.2 損害保険会社の取引

損害保険会社の取引には、保険引受に関する取引と、資産運用に関する取引とがある。損害保険会計を特徴づける取引には、保険料の受取、保険金の支払、再保険の取引、支払備金・責任準備金の繰入れ・戻入れ等があり、これらの会計取引は、他の企業会計には類を見ない性質のものである。また、資産運用に関する取引としては、有価証券の売買、金銭の貸付等があり金融機関としての損害保険会社を特徴づけるものといえる。このように、損害保険会計独自の会計取引が存在する一方、一般の企業会計に共通の取引もある。以下に損害保険会計の基本的な会計取引を列挙する。

(1) 期中における取引

① 保険引受に関する取引

- イ. 保険料の受取
- ロ. 保険金の支払
- ハ. 満期返戻金の支払
- ニ. 解約返戻金の支払
- ホ. 再保険料の支払
- ヘ. 再保険金の受取

② 事業費に関する取引

- イ. 社員給与等人件費の支払
- ロ. 賃借料、通信費等物件費の支払
- ハ. 代理店手数料の支払
- ニ. 印紙税、固定資産税等税金の支払
- ホ. 出再保険手数料の受取

③ 資産運用に関する取引

- イ. 利息・配当金の受取
- ロ. 有価証券の購入代金の支払
- ハ. 有価証券の売却代金(償還金)の受取
- ニ. 金銭貸付の実行・回収に伴う支払・受取
- ホ. 売買手数料の支払

(2) 決算における取引

- イ. 保険契約準備金の計上(支払備金・責任準備金の繰入れ・戻入れ)
- ロ. 積立保険料等運用益の計上
- ハ. 貸倒損失および有価証券評価損の計上
- ニ. 減価償却費の計上
- ホ. 諸引当金の計上
- ヘ. 法人税および住民税の計上

5.3 資産負債に関する勘定科目

5.3.1 資産に関する勘定科目

(1) 現金及び預貯金

現金、預金および貯金を処理する勘定科目で、次の内訳科目に区分処理する。

① 現金

国内および海外で発行され現在流通している通貨等(金地金を含む)を処理する。

② 預貯金

銀行、郵便局、信用金庫等に対する預貯金および譲渡性預金(郵便振替を含む)を処理する。

(2) コールローン

短資業者等に対するごく短期の貸付(コールローン)および割引手形、銀行引受手形(BA)を処理する。

(3) 買現先勘定

売買当事者の間で予め一定期間後に一定の価格で売戻すことを条件に債券などを購入する買現先取引により発生した金銭債権を計上する。

(4) 債券貸借取引支払保証金

現金担保付債券貸借取引(レポ取引)により担保として差し入れた額を計上する。

(5) 買入金銭債権

コマーシャルペーパー、住宅抵当証書、住宅ローン債権信託受益権、商品投資受益権、一般貸付債権信託受益権証書等を処理する。

(6) 商品有価証券

保険業法第99条第1項の規定に基づく証券業務として取り扱う、国債、地方債および政府保証債を処理する。

(7) 金銭の信託

信託銀行にその運用を委託した金銭の信託(指定金銭信託、特定金銭信託、指定金外信託、特定金外信託)を処理する。

(8) 有価証券

会社所有の有価証券(商品有価証券を除く)を処理する勘定科目で、次の内訳科目別に区分処理する。

① 国債

日本国政府の発行する公債証書を処理する。

② 地方債

都道府県、市町村等の地方公共団体が発行する債券を処理する。

③ 社債

日本の法人が発行する債券(特別な法令によって設立された法人が発行する特別法人債を含む)を処理する。

④ 株式

日本の株式会社が発行する出資証券、株券未発行の株式(株式を引き受ける権利およびこれに準じるものを含む)を処理する。

⑤ 外国証券

外国の政府、地方自治体、会社等が発行した国債、社債、株式等の有価証券を処理する。

⑥ その他の証券

上記各勘定に属さない有価証券を処理する。また、投資事業組合その他への出資(外国の法人に係るものを除く)を処理する。(貸付信託受益証券、投資

信託受益証券、信託有価証券、出資証券等)

(9) 貸付金

金銭の貸付債権を処理する勘定科目で、次の内訳科目に区分処理する。

① 保険約款貸付

積立保険等の保険約款に基づく貸付。契約者貸付と保険料振替貸付とがある。

② 一般貸付

保険約款貸付以外の貸付を処理する。その主なものとしては、有価証券担保貸付、不動産抵当貸付、財団抵当貸付、動産担保貸付、指名債権担保貸付、銀行保証貸付、信用保証協会保証貸付、企業保証貸付、信用貸付などがある。

(10) 有形固定資産

会社が所有する固定資産で、土地、建物、設備などの主に目に見えるものをいう。

① 土地

土地の取得に要した購入代金、仲介手数料等ならびに土地に加えられた資本的支出⁶を処理する。

② 建物

建物および付属設備・構築物の取得に要した購入代金、工事代金、仲介手数料等ならびにこれらに加えられた資本的支出を処理する。

③ リース資産

ファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じて

⁶ 資本的支出とは、有形固定資産の修理・改良等に要した支出のうち、その価値を増加させるか耐用年数を延長させると認められる支出である。

会計処理を行う。借手は、リース取引開始日に、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理により、リース物件とこれに係る債務をリース資産およびリース債務として計上する。

④ 建設仮勘定

建設中の建物、造成中の土地等につき完成までに支払われた工事代金、契約金、内金等処理する。工事完了後事業の用に供した時点で土地・建物・動産勘定に計上される。

⑤ その他の有形固定資産

有形固定資産のうち、上記の勘定科目のいずれにも属さないものを処理する。具体的には、事務用機器および自動車等ならびにこれらに加えられた資本的支出を処理する。

(11) 無形固定資産

会社が利用する固定資産で、ソフトウェア、のれん⁷、リース資産、借地権や電話加入権、特許権などの主に目に見えない権利のことをいう。

(12) その他資産

上記以外の債権等を下記科目別に処理する。

① 未収保険料

保険会社と契約者との間の直扱契約により生じる契約者に対する債権(保険仲立人媒介契約に係る債権を含む)を処理する。保険種目別に分類して債権管理を行う。

② 代理店貸

⁷被取得企業または取得した事業の取得原価が時価ベース純資産より大きい場合は、その差額を無形固定資産に計上する。逆に小さい場合は「負ののれん発生益」として、発生年度に特別利益として処理する。

代理店扱契約に伴って生じる国内代理店の保険会社に対する未精算残高を処理する。保険種目別に分類して管理を行う。

③ 外国代理店貸

外国に所在する契約引受代理店および損害調査代理店に対する債権を処理する。通常、契約引受けに関する勘定と損害調査に関する勘定とに区分して管理を行う。

④ 共同保険貸

共同保険の幹事会社が立替払した非幹事会社分保険金の未回収額等共同保険に関して生じる非幹事会社に対する債権を保険種目別に処理する。

⑤ 再保険貸

国内の保険者との再保険取引によって生じる未収受再保険料、未収再保険金および特約受再保険預け金⁸を保険種目別に処理する。

⑥ 外国再保険貸

外国の保険者との再保険取引によって生じる外国未収受再保険料、外国未収再保険金および外国特約受再預け金を、保険種目別に処理する。

⑦ 代理業務貸

他の保険会社(外国保険業者を含む)の保険業に係る業務の代理または事務の代行により生じた未収債権を処理する。

⑧ 未収金

債権がすでに確定していながら未収となっているものを処理する勘定科目であるが、保険引受に係る取引から生じた未収債権は未収保険料、代理店貸

⁸ 特約再保険取引において出再保険会社が受再保険会社に支払うべき再保険料の一部を、再保険金の支払を担保するため一定期間利息付きまたは無利息で留保したもので、いわゆるプレミアム・リザーブ、ロス・リザーブをいう(受再保険会社側から見れば、出再保険会社に預託した預け金である)。

等で処理し、保険引受以外の取引から生じる未収債権を処理する。たとえば、什器等の売却に関して未収代金が生じた場合や、すでに利払期の到来した貸付金の利息等で入金されていないものなどである。

⑨ 未収収益

利払期が未到来の決算期末までの未収既経過利息などを処理する。

⑩ 預託金

訴訟の場合の供託金、不動産賃借に伴う敷金・保証金およびゴルフ・クラブ入会金などの預け金を処理する。

⑪ 地震保険預託金

日本地震再保険会社に預託した地震保険受再保険勘定戻金および運用益を処理する。

⑫ 仮払金

帰属する勘定科目が未確定か、あるいは勘定科目は決まっても金額が未確定の支払金(ただし建設仮勘定は除く)を暫定的に処理する。たとえば、自動車保険と自動車損害賠償責任保険において一括仮払いした保険金や出張費用の概算額を支払った場合である。

⑬ 先物取引差入証拠金

先物取引およびオプション取引において差し入れた委託証拠金等を処理する。

⑭ 先物取引差金勘定

金融先物取引および証券先物取引において、清算会員および取引所との間で授受した値洗差金⁹を処理する。

⑮ 保管有価証券

⁹ 値洗差金先物取引を行った場合、その取引の決済が行われるまでに、当該契約について値洗を行った場合に発生する未実現の損益。

保証金に替えて有価証券を受け入れた場合に、手持ちの有価証券と区別するために処理する。

⑯ 金融派生商品

期末時点におけるデリバティブ取引の時価評価額を処理する。

⑰ 金融商品等差入担保金

現金を担保とする金融商品等の取引(債券貸借取引・先物取引を除く)により差し入れた担保金。

⑱ リース投資資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引の貸手となった場合に生じる資産。(将来のリース料を収受する権利と見積残存価額から構成される複合的な資産)

⑲ その他の資産

資産のうち、上記の勘定科目のいずれにも属さないものを処理する。ただし、総資産の1%を超える場合は適切な勘定科目を設けて記載する。

(13) 前払年金費用

年金資産の時価評価額から、退職給付債務に数理計算上の差異・過去勤務費用・会計基準変更時差異の未認識分を加減した額を控除した金額。(マイナスの場合は、退職給付引当金に計上する。)

(14) 繰延税金資産

税効果会計における一時差異等に係る税金の額を、回収または支払が見込まれない税金の額を除き、繰延税金資産または繰延税金負債に計上する。貸借対照表への計上は、繰延税金資産と繰延税金負債を相殺表示する。

(15) 再評価に係る繰延税金資産

土地の再評価を実施した場合、土地の再評価額が帳簿価額を下回る場合の税金相当の額を計上する。

(16) 支払承諾見返

保証先に対して保証している債務を債務者に代わって弁済した場合に、顧客に対して生じる求償権を偶発債権として資産に計上する。

(17) 貸倒引当金

貸付金、未収保険料、コールローン等の債権の貸倒れによる損失に備える引当額を資産からの控除項目として処理する。

5.3.2 負債に関する勘定科目

(1) 保険契約準備金

保険契約者のために積み立てる支払備金、責任準備金を処理する勘定科目で、次の科目別に処理する。

① 支払備金

保険業法第117条、保険業法施行規則第72条・第73条に基づく支払備金を処理する勘定科目で、保険種目別に処理する。(詳細は第6章を参照)

② 責任準備金

保険業法第116条、保険業法施行規則第70条・第71条に基づく責任準備金を処理する勘定科目で、保険種目別に処理する。(詳細は第7章を参照)

(2) 短期社債

ペーパーレス化され、振替機関における口座振替により取引されるCP(一般に「電子CP」と呼ばれる)等を処理する。

(3) 社債

短期社債および新株予約権付社債以外の社債を処理する。

(4) 新株予約権付社債

新株予約権の付いた社債を処理する。新株予約権とは、会社の新株を発行

させる、または会社の自己株式を移転させる権利のことである。

(5) その他負債

上記以外の債務を下記科目別に処理する。

① 共同保険借

共同保険の幹事会社が代收した非幹事会社分共同保険料等、共同保険に関して生じる非幹事会社に対する未払債務を保険種目別に処理する。

② 再保険借

国内の再保険会社との再保険取引によって生じる未払再保険料、未払受再保険金および特約受再保険預り金を保険種目別に処理する。

③ 外国再保険借

国外の保険会社との再保険取引によって生じる外国未払再保険料、外国未払受再保険金および外国特約再保険預り金を保険種目別に処理する。

④ 代理業務借

他の保険会社(外国保険業者を含む)の保険業に係る業務の代理または事務の代行により生じた未払債務を処理する。

⑤ 売現先勘定

債券等を一定期間経過後に一定価格で買戻す条件で売却を行う取引において、売却時点で借り入れた金額に相当する金額。

⑥ 債券貸借取引受入担保金

有価証券を貸し出した場合に、受け取った担保金を処理する。

⑦ 借入金

インパクト・ローン等外部からの借入金を処理する。

⑧ 未払法人税等

当期に負担すべき法人税、住民税、事業税の未納額を処理する。(事業所税については未払金として処理する。)

⑨ 預り金

社内預金、不動産賃貸に伴う敷金・保証金等の預り金を処理する。

⑩ 前受収益

すでに収入のあった貸付金利息、不動産収益等のうち、翌期以降の期間に対応する部分(外貨建債権債務等の為替予約による換算益のうち翌期以降の期間に対応する部分の金額を含む。)を処理する。

⑪ 未払金

すでに債務が確定していて未払となっているもので、保険取引から生ずる再保険借等以外のもの。たとえば、未払配当金、未払満期返戻金、未払退職金、源泉徴収所得税や社会保険料などの未納額である。

⑫ 仮受金

整理すべき勘定科目が未確定の受入金や、勘定科目が決まっても金額未定の受入金、および自動車損害賠償責任保険の先日付保険料等、翌年度以降に危険の開始する保険契約の保険料等(前受金)を暫定的に処理する。

⑬ 先物取引受入証拠金

先物取引およびオプション取引において受け入れた委託証拠金等を処理する。

⑭ 先物取引差金勘定

金融先物取引および証券先物取引において、清算会員および取引所との間で授受した値洗差金を処理する。

⑮ 借入有価証券

債券貸借取引等により借り入れた有価証券を処理する。

⑯ 売付有価証券

有価証券の消費貸借契約等の借り手が、借り入れた有価証券の売約時において処理する。

⑰ 金融派生商品

期末時点におけるデリバティブ取引の時価評価額を処理する。

⑱ 金融商品等受入担保金

現金を担保とする金融商品等の取引(債券貸借取引・先物取引を除く)により受け入れた担保金。

⑲ リース債務

5.3.1 (10) ③「リース資産」参照

⑳ 資産除去債務

有形固定資産の将来の除去に関する費用(キャッシュフロー)を現在価値で割り引いた金額。

㉑ その他の負債

負債のうち上記の勘定科目のいずれにも属さないものを処理する。ただし、総資産の1%を超える場合は適切な勘定科目を設けて記載する。

(6) 退職給付引当金

従業員の退職時に見込まれる退職金や企業年金などの退職給付債務について、当期末までに負担すべき金額を引当計上する。

(7) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、会社の役員(取締役・監査役・執行役等)の将来における退職慰労金の支払に備えて引当計上する。

(8) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与に充てるため引き当てた金額を処理する。

(9) 価格変動準備金

株式等の価格変動により生じる損失に備えるため、保険業法第115条の規定に基づき積み立てた金額を処理する。

(10) 金融商品取引責任準備金

金融先物取引等の委託などに係る事故による委託者の損失の補てんに備えて積み立てる金額を処理する。

(11) 繰延税金負債

税効果会計における一時差異等にかかる税金の額を、回収または支払が見込まれない税金の額を除き、繰延税金資産または繰延税金負債に計上する。貸借対照表への計上は、繰延税金資産と繰延税金負債を相殺表示する。

(12) 再評価に係る繰延税金負債

土地の再評価を実施した場合、土地の再評価額が帳簿価額を上回る場合の税金相当の額を計上する。

(13) 支払承諾

保証先に対して保証している債務の総額を偶発的債務として負債に計上する。

5.3.3 資産の自己査定および償却・引当

損害保険会社における早期是正措置制度の下で、ソルベンシー・マージン基準(詳細は第10章を参照)が導入されているが、この基準におけるソルベンシー・マージン比率は正確な財務諸表に基づき算定されることが求められる。

このため、会社が自己責任原則にのっとり自らの資産内容について自己査定を行い、その査定結果に基づく適切な償却・引当を実施し、正確な財務諸表を作成するとともに、その財務諸表の適正性について外部監査による検証を受けることにより、早期是正措置の有効性を確保することが必要となってくる。以下において、自己査定および償却・引当の要点について説明する。

(1) 自己査定基準および償却・引当基準の制定

自己査定基準および償却・引当基準は、関係法令および企業会計原則等を勘案し、経営陣の積極的関与の下で取締役会により決定され、明文化されている必要がある。また、自己査定および償却・引当の対象となる資産の範囲、実施部門および検証部門が明記されるとともに、自己査定基準および償却・引当基準ならびにその運用について責任体制が明記されている必要がある。

(2) 自己査定体制の整備

自己査定は、各資産所管部門において第一次査定を実施し、本部貸付承認部門において第二次査定を実施した上で、各資産所管部門及び本部貸付承認部門から独立した部門がその適切性の検証を行うなど、相互けん制機能が確保される必要がある。償却・引当の算定についても自己査定実施部門および決算関連部門に対して相互けん制機能が発揮され、償却・引当額を正確に算定するための体制が整っている必要がある。内部監査部門には、自己査定体制および償却・引当体制の整備状況、自己査定プロセスおよび償却・引当計上プロセスの適切性、自己査定結果の正確性、償却・引当結果の適切性等について、適切に監査を実施することが求められる。

また、査定実施部門および検証部門には査定業務に精通した人材を配置する必要がある。

(3) 自己査定および償却・引当の適正な実施

自己査定および償却・引当を、各社が定めた基準に基づき適正に実施していくこととなるが、その内容はおおむね次のとおりである。

a. 分類区分

自己査定では、回収の危険性または価値のき損の危険性の度合いに応じて資産をⅠ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳの4段階に分類する。

Ⅰ分類資産(又は非分類資産)は、Ⅱ分類、Ⅲ分類およびⅣ分類としない資産であり、回収の危険性または価値のき損の危険性について、問題のない資

産である。

Ⅱ分類資産は、債権確保上の諸条件が満足に満たされないため、あるいは、信用上疑義が存する等の理由により、その回収について通常の度合いを超える危険を含むと認められる債権等の資産であり、一般担保・保証で保全されているものと保全されていないものがある。

Ⅲ分類資産は、最終の回収または価値について重大な懸念が存し、したがって損失の発生の可能性が高いが、その損失額について合理的な推計が困難な資産である。ただし、Ⅲ分類については、保険会社にとって損失額の推計が全く不可能とするものではなく、個々の見積り状況に精通している保険会社自らのルールと判断により損失額を見積もることが適当とされている。

Ⅳ分類資産は、回収不可能または無価値と判定される資産である。なお、Ⅳ分類については、その資産が絶対的に回収不可能または無価値であるとするものではなく、また、将来において部分的な回収があり得るとしても、基本的に、査定基準日において回収不可能または無価値と判定できる資産である。

b. 資産の分類方法

ここでは、貸付金および貸付金に準ずる債権(貸付有価証券、未収利息、未収金、貸付金に準ずる仮払金、支払承諾見返り、以下「貸付金等」という)について説明する。

貸付金等は、原則として信用格付に基づき、債務者の状況等により債務者区分を行い、債務者区分の債権毎に分類を行う。

・ 正常先

正常先とは、業況が良好であり、かつ、財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者をいう。

正常先に対する債権については、非分類とする。

・ 要注意先

要注意先とは、金利減免・棚上げを行っているなど貸付条件に問題のある債務者、元本返済もしくは利息支払が事実上延滞しているなど履行状況に問題がある債務者のほか、業況が低調ないし不安定な債務者または財務内容に問題がある債務者など今後の管理に注意を要する債務者をいう。

要注意先に対する債権については、優良担保の処分可能見込額および優良保証等により保全措置が講じられていない部分を原則としてⅡ分類とする。

・ 破綻懸念先

破綻懸念先とは、現状、経営破綻の状況にはないが、経営難の状態にあり、経営改善計画等の進捗状況がかんばしくなく、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（金融機関等の支援継続中の債務者を含む）をいう。具体的には、現状、事業を継続しているが、実質債務超過の状態に陥っており、業況が著しく低調で貸付金が延滞状態にあるなど元本および利息の最終の回収について重大な懸念があり、したがって損失の発生の可能性が高い状況で、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者をいう。

破綻懸念先に対する債権については、優良担保の処分可能見込額および優良保証等により保全されている債権以外のすべての債権を分類することとし、一般担保の処分可能見込額、一般保証により回収が可能と認められる部分および仮に経営破綻に陥った場合の清算配当等により回収が可能と認められる部分をⅡ分類とし、これ以外の部分をⅢ分類とする。なお、一般担保の評価額の精度が十分に高い場合は、担保評価額をⅡ分類とすることができる。

・ 実質破綻先

実質破綻先とは、法的・形式的な経営破綻の事実は発生していないものの、深刻な経営難の状態にあり、再建の見通しがなく状況にあると認められるなど実質的に経営破綻に陥っている債務者をいう。具体的には、事業を形式的には継続しているが、財務内容において多額の不良資産を内包し、あるいは債

務者の返済能力に比して明らかに過大な借入金が残存し、実質的に大幅な債務超過の状態に相当期間陥っており、事業好転の見通しが無い状況、天災、事故、経済情勢の急変等により多大な損失を被り(あるいは、これらに類する事由が生じており)、再建の見通しが無い状況で、元金または利息について実質的に長期間延滞している債務者などをいう。

実質破綻先および下記破綻先に対する債権については、優良担保の処分可能見込額および優良保証等により保全されている債権以外のすべての債権を分類することとし、一般担保の処分可能見込額および一般保証による回収が可能と認められる部分、清算配当等により回収が可能と認められる部分をⅡ分類とし、優良担保および一般担保の担保評価額と処分見込額との差額をⅢ分類、これ以外の回収の見込がない部分をⅣ分類とする。なお、一般担保の評価額の精度が十分に高い場合は、担保評価額をⅡ分類とすることができる。また、保証による回収の見込が不確実な部分はⅣ分類とし、当該保証による回収が可能と認められた段階でⅡ分類とする。

・ 破綻先

破綻先とは、法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者をいい、たとえば、破産、清算、会社整理、会社更生、民事再生、手形交換所の取引停止処分等の事由により経営破綻に陥っている債務者をいう。

破綻先に対する債権の分類は上記のとおりである。

c. 償却・引当

ここでは、分類と同様に貸付金等について説明する。

貸付金等に係る貸倒引当金および直接償却の計上は、おおむね以下のとおりであるが、貸倒引当金以外の引当金についても発生の可能性が高い将来の偶発損失を合理的に見積り計上する(その他の偶発損失引当金等)。

・ 一般貸倒引当金

正常先に対する債権および要注意先に対する債権については、原則として信用格付の区分、少なくとも債務者区分毎に過去の貸倒実績率または倒産確率に基づく将来の予想損失率を求め、債権額に当該予想損失率を乗じた予想損失額に相当する額を貸倒引当金として計上する。

・ 個別貸倒引当金および直接償却

破綻懸念先、実質破綻先および破綻先に対する債権については、原則として個別債務者ごとに予想損失額を算定し、予想損失額に相当する金額を貸倒引当金として計上、または直接償却を行う。なお、実質破綻先および破綻先に対する債権については、Ⅲ分類およびⅣ分類とされた債権全額を予想損失額として、貸倒引当金として計上、または直接償却を行う。

(4) 自己査定および償却・引当結果の報告

自己査定結果および自己査定結果に基づく償却・引当の結果は、定期的および適時適切に取締役会に報告する。

(5) 自己査定の監査

自己査定体制の整備等の状況、自己査定結果および自己査定結果に基づく償却・引当結果について監査役および会計監査人による適切な監査を受ける。

5.3.4 主な資産の評価方法

(1) 金銭債権

貨幣資産である現金預金については評価の問題は基本的には生じない。ただし、所有する外国貨幣による銀行預金の金額は為替レートによって円貨に換算する手続が必要となる。

これに対し、未収金、貸付金などの金銭債権については、回収不能が予想

される場合があるため、回収可能額で評価する必要が生ずる。また、金融保険業においては、貸付金等の信用リスク資産の評価の重要性が非常に大きいため、資産の自己査定を厳正に行い、その結果に基づく償却・引当を行うことが必要である。

(2) 有価証券

金融商品会計基準では、有価証券および有価証券に準じて取り扱うもの(買入金銭債権等)は以下の5つの保有目的区分に分類する必要があり、それぞれの区分に応じて、貸借対照表価額、評価差額等の処理を定めている。なお、これらの評価において価値の著しい低下が生じた場合は、減損処理を行う。この減損処理のルールは各社が決定し、妥当性について会計監査人の監査を受ける。

① 売買目的有価証券

時価の変動により利益を得ることを目的として保有する有価証券で、一般にはトレーディング目的の有価証券を指す。売買目的有価証券の評価は、時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額は当期の損益として処理される。

② 満期保有債券

債券の償還期限(満期)まで保有するという積極的な意志とその能力に基づいて保有することを目的とした債券を指す。満期保有債券の評価は、償却原価法で行う。

③ 子会社株式および関連会社株式

子会社および関連会社の株式である。子会社株式および関連会社株式の評価は取得原価をもって貸借対照表価額とする。

④ その他有価証券

上記①～③および⑤に該当しない有価証券。一般的には政策株式や中途売却の可能性のある債券が該当する。損害保険会社の保有する有価証券は、

この区分に該当するものが多い。その他有価証券の評価は、時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額は当期の損益として処理されず純資産の部に直接計上される。

⑤ 責任準備金対応債券

保険会社にのみ認められている保有区分であり、この保有区分の評価は償却原価法である。この保有区分の特徴として、予定利率で固定されている責任準備金見合いの運用資産については、償還期限を待たずに売却可能であるものの、償却原価法による評価が行えるため、市場金利変動の影響を回避することができるというものである。

5.3.5 外貨建資産負債の評価

外貨建の資産負債については、為替レートによって円貨に換算する手続きが必要となる。為替レートの変動によって円貨ベースでの価値が変動することとなるため、外貨建の取引については、会計原則としては、「外貨建取引等会計処理基準」が定められている。

5.4 損益に関する勘定科目

損益に関する勘定科目について、5.6.2節に示す損益計算書の例示に沿った科目で説明する。

5.4.1 保険引受に関する収益項目

(1) 正味収入保険料

収入保険料から支払再保険料を控除した金額を処理する。

a. 収入保険料

元受正味保険料と受再正味保険料の合計額を処理する。

① 元受正味保険料

元受保険料から元受解約返戻金および元受その他返戻金を控除した金額を処理する。

ア. 元受保険料

元受保険契約による収入保険料を処理する。異動による追加保険料や割増保険料もこの勘定科目で処理する。取消、異動減による返戻保険料で、原契約が当年度に属するものは、この勘定のマイナスで処理する。

イ. 元受解約返戻金

元受保険契約の全部または一部解約により支払う返戻保険料を処理する。契約年度のいかんを問わず、解約返戻金で処理する。

ウ. 元受その他返戻金

元受保険契約につき解約以外の事由に基づく返戻保険料を処理する。ただし、当期計上契約にかかわる取消し、異動減等による返戻保険料は当勘定で処理せず、保険料のマイナスで処理する。

② 受再正味保険料

受再保険料から受再解約返戻金および受再その他返戻金を控除した金額を処理する。

ア. 受再保険料

元受に準じて処理する。

イ. 受再解約返戻金

元受に準じて処理する。

ウ. 受再その他返戻金

元受に準じて処理する受再その他返戻金と、受再保険利益戻を処理する。受再保険利益戻は、受再保険契約により収入した受再保険料から、受再保険金、未請求受再保険金、受再保険手数料等の支払部分を控除した収支(リザルト)に基づいて算出された金額を受再先に利益の割戻しとして支払う場合の支払金を処理する。収支(リザルト)計算の結果がマイナスとなり、受再先より損失の賠償として受け取る場合(ロス・ペナルティ)もこの勘定のマイナスで処理する。

b. 支払再保険料

再保険料から再保険返戻金およびその他再保険収入を控除した金額を処理する。

① 再保険料

出再保険契約による支払再保険料を処理する。取消し、異動減など回収保険料で原契約が当年度に属するものは、この勘定のマイナスで処理し、原契約が前年度以前に属するものは、「その他再保険収入」の「その他再保険返戻金」で処理する。

② 再保険返戻金

出再保険契約により支払った再保険料のうち、原契約の解約等により出再先より回収する保険料を処理する。

③ その他再保険収入

その他再保険返戻金と出再保険利益戻金を処理する

ア. その他再保険返戻金

出再保険契約により支払った再保険料のうち、原契約の休航戻、無事故戻等および前年度以前に計上された保険料に対する取消し、異動減等により出再先から回収する回収金を処理する。

イ. 出再保険利益戻

出再保険契約により支払った再保険料から、再保険金、未請求再保険金、再保険手数料等の回収部分を控除した収支(リザルト)に基づいて算出された金額を出再先から利益の割戻しとして收受する場合の回収金を処理する。収支(リザルト)計算の結果がマイナスとなり、出再先へ損失の賠償として支払う場合(ロス・ペナルティ)もこの勘定のマイナスで処理する。

(2) 収入積立保険料

ア. 積立保険料

契約者から受け入れた保険料のうち、満期返戻金の原資にあたる保険料を処理する。

イ. 積立解約返戻金

元受保険契約の解約により支払う返戻積立保険料を処理する。

ウ. 積立その他返戻金

解約以外の事由に基づく返戻積立保険料を処理する。

(3) 積立保険料等運用益

積立保険料等から発生する運用益を処理する。(5.5.4節を参照)

(4) 支払備金戻入額

支払備金の当期戻入額の合計が、当期繰入額の合計を上回るとき、戻入額から繰入額を控除した金額を処理する。(5.5.2節を参照)

(5) 責任準備金戻入額

責任準備金の当期戻入額の合計が、当期繰入額の合計を上回るとき、戻入額から繰入額を控除した金額を処理する。(5.5.3節を参照)

(6) 為替差益

外貨建元受契約および外国再保険取引において円貨換算された金額と実際に授受される円貨との差益および外国再保険貸借等の期末評価換えに伴う差益の合計額が差損を上回る場合、差益と差損の相殺差額を処理する。

なお、上記以外の外貨建金銭債権債務に係る換算益等は、資産運用に関する勘定科目の「為替差益」で処理する。

(7) その他保険引受収益

上記のいずれにも該当しない保険引受に関する収益諸科目を処理する。例えば、満期返戻金等の分割払・据置払の原資となる受入額を処理する。

5.4.2 保険引受に関する費用項目

(1) 正味支払保険金

支払保険金から回収再保険金を控除した金額を処理する。

a. 支払保険金

元受正味保険金と受再正味保険金の合計額を処理する。

① 元受正味保険金

元受保険金から元受保険金戻入を控除した金額を処理する。

ア. 元受保険金

元受保険契約に基づいて支払った損害てん補金ならびにその損害調査、保険金支払に直接付帯して生じた費用(保険金付帯費用)を処理する。

当年度に計上した保険金についての残存物売却金、求償金等の回収金

はこの勘定のマイナスで処理し、原保険金が前年度以前に計上されているものは「保険金戻入」勘定で処理する。保険金付帯費用は、事故通知の受付から事故処理の完結までに要する費用のうち、個別事案の事故処理に直接付帯して支出する費用をいい、主な具体例をあげると次のとおりである。

- ・ 関連損調会社・社外調査機関・社外アジャスターの調査料
- ・ 損害鑑定料
- ・ 弁護士・医師・技術顧問への報酬
- ・ 交通費、通信費、写真代、銀行振込手数料等

イ. 元受保険金戻入

前年度以前に支払った保険金についての残存物売却金、求償金等の回収金を処理する。

② 受再正味保険金

受再保険金から受再保険金戻入を控除した金額を処理する。受再保険金、受再保険金戻入は元受に準じて処理する。

b. 回収再保険金

再保険金から再保険金割戻を控除した金額を処理する。

① 再保険金

出再保険契約による回収再保険金を処理する。残存物売却金、求償金等の出再先に対する割戻金で原再保険金が当年度に属するものは、この勘定のマイナスで処理し、原再保険金が前年度以前に属するものは、「再保険金割戻」で処理する。

② 再保険金割戻

前年度以前に属する出再保険金についての残存物売却金、求償金等の支払金を処理する。

(2) 損害調査費

損害調査業務および保険金支払業務に関する人件費、物件費、税金を処理する。ただし、付帯費用は保険金として処理されるのでこの勘定には含まれない。

(3) 諸手数料及び集金費

次の①～⑤の合計額から⑥を控除した金額を処理する。

① 代理店手数料等

代理店に支払う手数料等を処理する。

② 保険仲立人手数料

保険業法第2条第25項に規定する保険仲立人に支払う手数料を処理する。

③ 募集費

営業職員中の契約社員に支払う歩合給を処理する。

④ 集金費

分割払特約付帯契約において集金代行人に支払う集金手数料、団体扱契約の分割保険料を団体に委託して集金するときに支払う集金事務費および営業職員中の集金社員に支払う歩合給を処理する。

⑤ 受再保険手数料

受再保険契約において相手先に支払う手数料を処理する。

⑥ 出再保険手数料

出再保険契約による支払保険料に対する収入手数料を処理する。回収保険料に対する返戻手数料は、この勘定のマイナスで処理する。

(4) 満期返戻金

保険約款に基づき支払う満期返戻金を処理する。

(5) 契約者配当金

積立保険料を運用して満期返戻金を支払う積立保険契約において、予定利息を上回る運用益が生じた場合に、その保険約款に基づき支払う契約者配当金を処理する。

(6) 支払備金繰入額

支払備金の当期繰入額の合計が、当期戻入額の合計を上回るとき、繰入額から戻入額を控除した金額を処理する。(5.5.2節を参照)

(7) 責任準備金繰入額

責任準備金の当期繰入額の合計が、当期戻入額の合計を上回るとき、繰入額から戻入額を控除した金額を処理する。(5.5.3節を参照)

(8) 為替差損

外貨建元受契約および外国再保険取引において円貨換算された金額と実際に授受される円貨との差損および外国再保険貸借等の期末評価換えに伴う差損の合計額が差益を上回る場合、差損と差益の相殺差額を処理する。

なお、上記以外の外貨建金銭債権債務に係る換算損等は、資産運用に関する勘定科目の「為替差損」で処理する。

(9) その他保険引受費用

以下のものを処理する。

ア. 自動車損害賠償責任保険運用益拠出金

自動車損害賠償責任保険の運用益積立金から、交通事故防止等の目的で拠出する金額を処理する。

イ. 上記のいずれにも該当しない保険引受に関する費用諸科目を処理する。

例えば、満期返戻金等の分割払・据置払の支払額を処理する。

5.4.3 営業費及び一般管理費

損害調査費以外の、人件費、物件費、税金、拠出金および負担金を処理する。内訳の科目としては、営業費、一般管理費、投資経費に分けられる。

① 営業費

各保険種目の営業のための人件費、物件費、税金、火災予防拠出金、交通事故予防拠出金などを処理する。

- ・ 火災予防拠出金： 消防施設の充実と強化に充てるため地方自治体等に拠出する寄付金を処理する。
- ・ 交通事故予防拠出金： 交通事故の予防を行うため地方自治体等に拠出する寄付金を処理する。

② 一般管理費

役員(部支店長を委託されたものを除く)ならびに総務、経理、人事、企画、財務、事務管理など本店管理部門の人件費、物件費、税金、契約者保護機構への負担金を処理する。ただし、事務管理部門の経費は、営業費、損害調査費にも賦課される。

③ 投資経費

資産運用に係る人件費、物件費、税金を処理する。

退職給付引当金繰入額・戻入額、役員退職慰労引当金繰入額・戻入額、賞与引当金繰入額・戻入額、減価償却費、税金(事業税、事業所税、消費税、固定資産税、印紙税など)は、その性質に応じて営業費、一般管理費、損害調査費、投資経費に配賦され、諸引当金は人件費に、減価償却費は物件費に含まれることになる。

5.4.4 資産運用に関する収益項目およびその他経常収益

(1) 利息及び配当金収入

資産運用により生じた「利息」、「配当金」、「不動産収益」などを処理する。また、有価証券および貸付金のアキュムレーション、アモチゼーションによる損益を加減して処理する。

① 利息

各種預貯金、金銭の信託、貸付信託、コールローン、公社債、貸付金などの収入利息を処理する。

② 配当金

株式、証券投資信託の配当金および収益金を処理する。

③ 不動産収益

社有不動産から生じる貸地、貸家、貸室料等の収益を処理する。

(2) 商品有価証券運用益

商品有価証券に係る全ての損益を通算した結果、利益が損失を上回る場合において、利益から損失を控除した金額を処理する。

(3) 金銭の信託運用益

金銭の信託において、ファンドごとに全ての損益(信託分配金、解約損益、評価損益)を通算した結果、利益が損失を上回る場合において、利益から損失を控除した金額を処理する。

(4) 売買目的有価証券運用益

売買目的有価証券に係る全ての損益を通算した結果、利益が損失を上回る場合において、利益から損失を控除した金額を処理する。

(5) 有価証券売却益

有価証券を売却したとき、売却価額と帳簿価額との差益等を処理する。

(6) 有価証券償還益

公社債等が償還されたとき、その償還金額と帳簿価額との差益を処理する。
(金利の調整に当たる金額を除く。)

(7) 金融派生商品収益

デリバティブ取引により生じる損益を通算した結果、利益が損失を上回る場合において、利益から損失を控除した金額を処理する。

(8) 為替差益

保険引受以外の事由により生じた外貨建金銭債権債務の計上額と決済額の差益および期末評価換えにより生じた換算益の合計額が差損を上回る場合、差益と差損の相殺差額を処理する。

(9) その他運用収益

上記のいずれにも該当しない資産運用における収益諸科目を処理する。

(10) 積立保険料等運用益振替

積立保険料等から発生する運用益を資産運用収益より保険引受収益に振り替える金額を処理する。(5.5.4節を参照)

(11) その他経常収益

以下のものを処理する。

a. 代理業務手数料

他の保険会社(外国保険業者を含む)の保険業に係る業務の代理または事務の代行の業務を行うことにより生じる受取手数料を処理する。

b. 委託業務手数料

自動車損害賠償保障事業(自動車損害賠償保障法第71条)に基づくてん補金の損害査定、支払等の業務代行に伴う諸経費の見合いとして政府から受け

取る手数料を処理する。

c. その他の経常収益

上記のいずれにも該当しない当期損益における収益諸科目を処理する。

5.4.5 資産運用に関する費用項目およびその他経常費用

(1) 商品有価証券運用損

商品有価証券に係るすべての損益を通算した結果、損失が利益を上回る場合において、損失から利益を控除した金額を処理する。

(2) 金銭の信託運用損

金銭の信託において、ファンドごとに全ての損益(信託分配金、解約損益、評価損益)を通算した結果、損失が利益を上回る場合において、損失から利益を控除した金額を処理する。

(3) 売買目的有価証券運用損

売買目的有価証券に係るすべての損益を通算した結果、損失が利益を上回る場合において、損失から利益を控除した金額を処理する。

(4) 有価証券売却損

有価証券を売却したとき、売却価額と帳簿価額との差損等を処理する。

(5) 有価証券評価損

売買目的有価証券以外の有価証券について、時価が著しく下落した場合等に取得原価と時価との差額を処理する。(5. 3. 4節を参照)

(6) 有価証券償還損

公社債等が償還されたとき、その償還金額と帳簿価額との差損を処理する。
(金利の調整に当たる金額を除く。)

(7) 金融派生商品費用

デリバティブ取引により生じる損益を通算した結果、損失が利益を上回る場合において、損失から利益を控除した金額を処理する。

(8) 為替差損

保険引受以外の事由により生じた外貨建金銭債権債務の計上額と決済額の差損および期末評価換えにより生じた換算損の合計額が差益を上回る場合、差損と差益の相殺差額を処理する。

(9) その他の運用費用

上記のいずれにも該当しない資産運用における費用諸科目を処理する。

(10) その他経常費用

以下のものを処理する。

a. 支払利息

借入金、コマーシャルペーパー、社債、新株予約権付社債等に係る支払利息等を処理する。

b. 貸倒引当金繰入額

貸倒引当金の繰入額を処理する。(5.3.3節を参照)

c. 貸倒損失

貸付金、未収保険料、代理店貸等の貸倒による損失を処理する。

d. その他の経常費用

上記のいずれにも該当しない当期損益における費用諸科目を処理する。

5.4.6 特別利益

(1) 固定資産処分益

固定資産の売却による売却価額と帳簿価額との差益を処理する。

(2) 保険業法第112条評価益

保険業法第112条に基づいて計上される評価益を処理する。(5.5.10節を参照)

(3) その他特別利益

上記各勘定に属さない特別利益を処理する。

5.4.7 特別損失

(1) 固定資産処分損

固定資産の売却による売却価額と帳簿価額との差損および除却等による損失額を処理する。

(2) 減損損失

固定資産の収益性の低下により投資額を回収する見込みが立たなくなった場合に、一定の条件の下で回収可能性を反映させるように帳簿価額を減額する処理をする。

(3) 価格変動準備金繰入額

価格変動準備金の繰入額が戻入額を上回る場合において、繰入額から戻入額を控除した金額を処理する。(5.5.11節を参照。)

(4) 不動産圧縮損

不動産の圧縮記帳を直接減額により行う場合の圧縮損を処理する。(5.5.9節を参照。)

(5) その他特別損失

上記各勘定に属さない特別損失を処理する。

5.4.8 法人税および住民税

(1) 法人税および住民税

法人税および住民税(これらに係る延滞税、加算税等を含む)を処理する。
源泉徴収された所得税、外国の法人税等を含む。

(2) 法人税等調整額

繰延税金資産または繰延税金負債(資産の評価替による評価差額を直接純資産の部に計上するものに係るものを除く)の期首と期末の増減額を法人税等調整額として処理する。

5.5 決算処理とその勘定科目

5.5.1 経過勘定の計上

時間の経過に伴って発生する収益・費用のうち、期中に現金主義による計上を行っているものについて、決算期に発生主義に修正するための勘定が経過勘定であり、前払費用、前受収益、未払費用、未収収益がこれに当たる。

(1) 前払費用

前払費用とは、すでに、対価の支払が完了し、または支払義務が確定しているものであっても、これに対応する役務の提供を受けていないものをいい、前払保険料等がこれに当たる。これらの費用は時間の経過とともに次期以降の費用となるものであるから、当該金額を当期の損失から減額するとともに、資産(損害保険会計では仮払金)に計上する。

(2) 前受収益

前受収益とは、一定の契約に従い継続して役務の提供を行う場合、役務の提供以前に受け取った対価をいい、前受利息等がこれに当たる。これらの対価は時間の経過とともに次期以降の収益となる性格のものであるから、これを当期の利益から減額するとともに、負債に計上する。

(3) 未払費用

未払費用とは、一定の契約に従い継続して役務の提供を受ける場合、すでに提供された役務に対して、いまだその対価の支払が終了していないものをいい、未払賃借料、未払退職金等がこれに当たる。これらの対価は時間の経過に従い、すでに当期の費用として発生しているものであるから、発生主義に基づき当該金額を当期の損失として計上するとともに、負債(損害保険会計では未払金)に計上する。

(4) 未収収益

未収収益とは、一定の契約に従い継続して役務の提供を行う場合、すでに提供した役務に対して、いまだその対価の支払を受けていないものをいい、未収利息¹⁰等がこれに当たる。したがってこのような役務に対する対価は時間の経過に伴い、すでに当期の収益として発生しているものであるから、これを当期の利益として計上するとともに、資産に計上する。

5.5.2 支払備金

当期末の支払備金を「支払備金繰入額」として費用計上し、前期末の支払備金を「支払備金戻入額」として収益計上する。これにより現金主義で計上された保険金を当該事業年度の発生保険金に修正し、費用の期間帰属を適正なものとする役割を果たしている。

支払備金の積立方法については、第6章を参照のこと。

5.5.3 責任準備金

決算期において、保険業法、責任準備金算出方法書等の規定に従い、保険種目ごとに所定の責任準備金を積み立てている。責任準備金の積立方法は、洗替方式によるもの(普通責任準備金、払戻積立金)と積増方式によるもの(契約者配当準備金、異常危険準備金、危険準備金)がある。いずれの場合も

¹⁰ 債券の大半は年2回、半年ごとの利払となっているが、この利払期にはさまれて期末を迎える場合には、期末直前の利払期以降の経過利息が時の経過とともに発生しているわけで、これを未収利息と呼んでいる。

未収利息は次の計算式により計算するのが一般的である。

額面金額×表面利息×(前利払日の翌日から期末までの経過日数/365)

なお、期末時点ですでに利払期が到来していながら未収となっているものは、利息の未収金であり、ここでいう未収利息と区分される。

責任準備金の増加(減少)額が損益を減少(増加)させることになる。

責任準備金の積立方法については、第7章を参照のこと。

5.5.4 積立保険料等運用益

積立保険の積立保険料部分から発生する所定の運用益、および自動車損害賠償責任保険、地震保険の滞留資金から発生する運用益は、責任準備金として積み立てる必要がある。一方、積立保険料に係る資産運用収益は期中において利息および配当金収入、有価証券売却益等として前記の運用益を区分することなく処理されている。このため、決算においてそれら責任準備金に充当する所定の運用益相当額を、資産運用収益より積立保険料等運用益振替(マイナス勘定)として保険引受収益へ振替計上を行っている。

5.5.5 資産の評価

損害保険会社の資産は保険契約者からの保険料をその源泉とし、被保険者が保険事故により被った経済的損失をてん補する資金となる。また、積立資産については契約者からの預り金的性格を有している。したがって、損害保険会社の資産管理は堅実になされねばならない。また、保険業にあっても金融機関等と同じく、貸付金等のリスク資産の適正な評価が、健全性および支払能力維持の為に決定的に重要である。これらの観点から、決算時において資産の自己査定を厳正に実施し、その結果に基づいて償却・引当、評価損の計上など適正な資産の評価を行うこととされている。(詳細は5.3.3節を参照)

5.5.6 減価償却

土地等特別なもの以外の固定資産すなわち建物・機械などは、使用によってまた時の経過により減耗し、また経済的価値が次第に減少していくものである。したがって、会計上は、その資産が一定期間において使用されるとともに

価値が減少していくのを、取得原価の費用への転化としてとらえ、一定期間の会計年度に合理的に費用分配しなければならない。

このように、資産に投下された金額について、その減耗額を見積り、その使用可能期間にわたって正しく費用分配するための手続を、「減価償却」と呼んでいる。この償却によって費用化されたものは、何ら現金等の支出を伴うものではなく、会社内部に留保されるから、資産の投下資金が一定期間において回収されることとなる。

減価償却の方法は会社計算規則第5条第2項において毎決算期ごとに必ず相当の償却を行うべきことが強制されている。「相当の償却」とは適正な償却という意味に解されており、会社として合理的かつ妥当と認められる一定の計算方式によって算出された額を償却すべきであり税法に必ずしも準拠する必要はないが、法人税法第31条等において減価償却に対する規定が定められているので、実務上はおおむねこの規定に従って償却が行われている。

5.5.7 貸倒引当金

会社計算規則第5条第4項は、金銭債権につき取立て不能のおそれがあるときは取立て不能見込額を控除しなければならない旨を規定している。

損害保険会社においても、自己査定基準および償却・引当基準に基づき、必要な償却・引当を行っている。(詳細は5.3.3節を参照)

5.5.8 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員が将来退職したときに支給する退職金、およびそれ以降の年金の支払に備えて設けられる引当金である。退職給付は基本的に勤続期間を通じた労働の提供に伴って発生しているととらえる。この退職給付引当金は、退職給付会計に従い計算されるが、金額は次の差額によって導き出される。

- ・期末従業員に対して将来支払うであろう退職金と年金の額を一定の割引率で割り戻した額(退職給付債務)
- ・外部(厚生年金基金等)に積み立てている正味資産額

5.5.9 不動産圧縮記帳

固定資産を売却した場合、その売却差益については、税務上は原則として課税所得とされる。ところが、会社が企業活動を続けていく場合、資産の売却代金は次の資産の取得に充てられることが多く、また、その売却が公的機関による半強制的な売却である場合などは、課税することは適当でない場合が多い。したがって、税法では、一定の条件を満たす売却益等については課税の繰延べを認める措置を講じており、これに基づいて売却益を圧縮する方法を「圧縮記帳」と呼ぶ。

税務上、圧縮記帳が認められるもののうち、損害保険会社に関係するものは主に以下のとおりである。

- ① 交換によって取得した固定資産(法人税法第50条)
- ② 換地処分などによって取得した固定資産(租税特別措置法第65条)
- ③ 保険金等で取得した固定資産(法人税法第47条)
- ④ 収用等によって取得した代価で取得した固定資産(租税特別措置法第64条)
- ⑤ 特定資産の買換えによって取得した固定資産(租税特別措置法第65条の7)
- ⑥ 特定資産の交換によって取得した固定資産(租税特別措置法第65条の9)

5.5.10 保険業法第112条評価益の計上

保険業法において、契約者の利益の確保および増進に資するものとして、上場株式の評価換えによる利益を計上することにより責任準備金又は社員配

当準備金を積み立てる必要がある場合には、内閣総理大臣の認可を受け、評価益の計上ができることとされている。しかし、保険業法第112条評価益の計上は、目的が限定される特認規定であり、安易な上場株式の評価益を計上することを認めているわけではない。

保険業法

(株式の評価の特例)

第112条 保険会社は、その所有する株式のうち市場価格のあるもの(第118条第1項に規定する特別勘定に属するものとして経理されたものを除く。以下この項において同じ。)の時価が当該株式の取得価額を超えるときは、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣の認可を受けて、当該株式について取得価額を超え時価を超えない価額を付すことができる。

2 前項の規定による評価換えにより計上した利益は、内閣府令で定める準備金に積み立てなければならない。

保険業法施行規則

(市場価格のある株式の評価益の積立て)

第61条 法第112条第2項に規定する内閣府令で定める準備金は、次に掲げるものとする。

- 一 (略)
- 二 損害保険株式会社(中略)にあつては、責任準備金
- 三 相互会社にあつては、責任準備金又は第30条の5第1項第1号の社員配当準備金

5.5.11 価格変動準備金

(1) 価格変動準備金の意義

保険経営においては、保険契約者・被保険者に対する支払能力の確保が

強く要請され、そのため、保険会社の資産価値の保全が重要な課題となっている。保険会社の資産は、その主要部分が保険契約準備金の見合い資産であり、保険契約者・被保険者のための共通準備財産としての性格を有しているからである。

保険会社の資産内容を堅実にする手段の一つとして、保険業法第115条において、株式等の価格が将来下落したときに生じる損失に備えるため、内閣府令で定めるところにより計算した金額を価格変動準備金として積み立てなければならない旨が定められている。

保険業法

(価格変動準備金)

第115条 保険会社は、その所有する株式その他の価格変動による損失が生じ得るものとして内閣府令で定める資産(次項において「株式等」という。)について、内閣府令で定めるところにより計算した金額を価格変動準備金として積み立てなければならない。ただし、その全部又は一部の金額について積立てをしないことについて内閣総理大臣の認可を受けた場合における当該認可を受けた金額については、この限りでない。

2 前項の準備金は、株式等の売買等による損失(売買、評価換え及び外国為替相場の変動による損失並びに償還損をいう。)の額が株式等の売買等による利益(売買、評価換え及び外国為替相場の変動による利益(第112条第1項の規定による評価換えにより計上した利益を除く。)並びに償還益をいう。)の額を超える場合においてその差額のをん補に充てる場合を除くほか、取り崩してはならない。ただし、内閣総理大臣の認可を受けたときは、この限りでない。

(2) 積立額・取崩額の計算

価格変動準備金の積立て、取崩の対象資産および積立基準、積立限度については保険業法施行規則・告示に定められているほか、監督指針においても、その取崩しについて言及されている。

繰入額については、保険業法施行規則第65条の資産区分ごとに、第66条に定められた積立基準率を乗じた金額の合計額以上を積立限度額に達するまで繰り入れる(積立限度額は、資産区分ごとに積立限度率を乗じることによって算出された合計額。)。また、平成10年大蔵省告示第229号において、資産区分の詳細が規定されている。

取崩額については、保険業法において株式売買等による損失がその利益を超える場合にそのてん補に充てる場合以外は取崩すことはできないこととされている。また、具体的な取崩額算出について、監督指針では、株式売買等の正味損失額のうち積立勘定において把握される金額(相互会社においては、社員配当準備金繰入額を限度とする額)およびその他やむを得ない相当の理由がある額を除いた額を前期末残高を限度として取り崩す(負の場合は0)ことを求めている。ここで積立勘定における価格変動準備金対象資産に係る売買等の損益が取崩計算の対象外とされているのは、積立勘定の損益は契約者に帰属するものであり、契約者配当利回りに反映されることにより責任準備金繰入と連動しているからである。

保険業法施行規則

(価格変動準備金対象資産)

第65条 法第115条第1項に規定する内閣府令で定める資産は、次に掲げる資産とする。ただし、特別勘定に属する財産、法第99条第1項に掲げる業務に係る資産及び特定取引勘定に属する財産は含まないものとする。

- 一 国内の法人の発行する株式その他の金融庁長官が定める資産
- 二 外国の法人の発行する株式その他の金融庁長官が定める資産
- 三 邦貨建の債券その他の金融庁長官が定める資産(ただし、財務諸表等規則第8条第21項に規定するものは除くことができる。)
- 四 外貨建の債券、預金、貸付金等外国為替相場の変動による損失が生じ得る資産その他の金融庁長官が定める資産

五 金地金

(価格変動準備金の計算)

第66条 保険会社は、毎決算期において保有する資産をそれぞれ次の表の上欄に掲げる資産に区分して、それぞれの資産の帳簿価額に同表の積立基準の欄に掲げる率を乗じて計算した金額の合計額以上を当該価格変動準備金として積み立てなければならない。この場合において、法第115条第1項の価格変動準備金の限度額は、毎決算期において保有する資産をそれぞれ同表の上欄に掲げる資産に区分してそれぞれの資産の帳簿価額に同表の積立限度の欄に掲げる率を乗じて計算した金額の合計額とする。

対象資産	積立基準	積立限度
第65条第1号に掲げる資産	千分の 1.5	千分の 100
第65条第2号に掲げる資産	千分の 1.5	千分の 75
第65条第3号に掲げる資産	千分の 0.2	千分の 10
第65条第4号に掲げる資産	千分の 1	千分の 50
第65条第5号に掲げる資産	千分の 3	千分の125

平成10年 大蔵省告示第229号

- 1 保険業法施行規則(以下「規則」という。)第65条第1号に規定する金融庁長官が定める資産は、次に掲げるものとする。
 - 一 国内の法人の発行する株式及び新株予約権証券
 - 二 国内の法人に対する出資、優先出資及び預託を表示する証券又は証書
 - 三 国内の法人の発行する株式その他に係る投資信託の受益証券、投資証券又は新投資口予約権証券、金銭の信託の受益権を表示する証券又は証書及び貸付有価証券
 - 四 商品投資受益権(商品投資に係る事業の規制に関する法律(平成3年法律第66号)第2条第6項に規定する商品投資受益権をいう)を表示する証券又は証書
 - 五 その他前各号に掲げるものに準ずる資産
- 2 規則第65条第2号に規定する金融庁長官が定める資産は、次に掲げるものとする。

- 一 外国の法人の発行する株式及び新株予約権証券
 - 二 外国の法人に対する出資、優先出資及び預託を表示する証券又は証書
 - 三 外国の法人の発行する株式その他に係る投資信託の受益証券、投資証券又は新投資口予約権証券、金銭の信託の受益権を表示する証券又は証書及び貸付有価証券
 - 四 その他前3号に掲げるものに準ずる資産
- 3 規則第65条第3号に規定する金融庁長官が定める資産は、次に掲げるものとする。
- 一 償還元本が邦貨建(先物為替予約が付されていること等により満期時又は償還時における元本の邦貨額が確定している外貨建のものを含む。次号において同じ。)の債券(新株予約権付社債を含む。以下この条において同じ。)
 - 二 償還元本が邦貨建の債券に係る証券投資信託の受益証券、投資証券又は新投資口予約権証券、金銭の信託の受益権を表示する証券又は証書及び貸付有価証券
 - 三 その他前2号に掲げるものに準ずる資産
- 4 規則第65条第4号に規定する金融庁長官が定める資産は、次に掲げるものとする。
- 一 償還元本が外貨建(先物為替予約が付されていること等により満期時又は償還時における元本の邦貨額が確定しているものを除く。以下この項において同じ。)の債券
 - 二 償還元本が外貨建の債券に係る証券投資信託の受益証券、投資証券又は新投資口予約権証券、金銭の信託の受益権を表示する証券又は証書及び貸付有価証券
 - 三 償還元本が外貨建の預金
 - 四 償還元本が外貨建の貸付金
 - 五 償還元本が外貨建の貸付債権信託の受益証券
 - 六 その他前各号に掲げるものに準ずる資産

Ⅱ-2-1-4 経理処理

(6) 価格変動準備金の取崩し

- ① 保険会社における価格変動準備金の取崩額については、当該取崩額が、法第115条第2項に規定する株式等の売買等による損失の額(以下、「株式売買等損失額」という。)から同項に規定する株式等の売買等による利益の額(以下、「株式売買等利益額」という。)を控除した額(負数のときは零とする。)を超えるときは、法第115条第2項ただし書に基づき金融庁長官の認可を受けて取り崩すものとなっていること。

なお、損害保険会社における価格変動準備金の取崩額については、次に掲げる額の合計額を取り崩すものとなっていること。

また、保険会社における価格変動準備金の取崩額は、前期末残高を超えないものとなっていること。

ア. 株式売買等損失額から株式売買等利益額を控除した額と、契約者(社員)配当準備金等に繰り入れる額のうち下記に定める額(損害保険会社にあつては(ア)に定める額、損害保険相互会社にあつては(イ)に定める額)との合計額。ただし、負数のときは零とする。

(ア) 規則第63条において準用する規則第30条の3第1項に規定する積立勘定を設けている場合における、当該勘定内の価格変動準備金対象資産について、当該勘定において把握される法第115条第2項に規定する株式等の売買等による利益の額から同項に規定する株式等の売買等による損失の額を控除した額
(イ) 社員配当準備金繰入額を限度とする額

イ. 価格変動準備金の前期末残高から上記ア. の額を控除した額が、規則第66条後段において規定する限度額を超えるときの当該超える額

ウ. 上記のほか、やむを得ない相当の理由がある額

- ② 価格変動準備金の株式売買等損失額及び株式売買等利益額の計算には、次の額を含めるものとする。

ア. 価格変動準備金対象資産に係る金融商品取引法第156条の24第1項に規定する信用取引及び規則第47条第9号(又は規則第139条)から第12号までに掲げる取引その他これらに準ずる取引(金利関連の金融派生商品取引を除く。)により生じた売却(損)益、評価(損)益及び為替差(損)益の額

イ. 信託設定時に計上される退職給付信託設定益(損)の額

③ 法第115条第1項ただし書に基づく認可の申請を受けようとする場合は、以下のいずれかに該当するかどうかを留意する。

ア. 上記①のア. からウ. までの合計額が価格変動準備金の前期末残高を超えるときの当該超える額

イ. 損害保険会社においては、地震保険について、その責任準備金等に対応する資産を他の資産と区分して経理している場合における当該責任準備金等に対応する資産に係る積立相当額(この場合において、当該責任準備金等に対応する資産に係る株式売買等損失額及び株式売買等利益額は、上記①の取崩額の計算から除くものとし、また、当該責任準備金等に対応する資産は、規則第66条後段において規定する限度額の計算から除くものとする。)

ウ. 上記のほか、やむを得ない相当の理由がある額

(3) 損益計算書上の取扱い

価格変動準備金の繰入、取崩は、損益計算書上特別損益として表示することとなっている。一方、株式等の売却損益、評価損は経常損益として取り扱われているため、売買等の損失の額が利益の額を上回り価格変動準備金を取崩す場合は、経常利益のマイナスを特別利益のプラスで相殺する形となる。

5.6 財務諸表の様式

保険会社の財務諸表の様式は、保険業法施行規則に定められている。

期末財務諸表については、単体は保険業法施行規則別紙様式第7号、連結は同第7号の3に示されている。また、中間財務諸表については、単体は同第6号、連結は同第6号の3に示されている。

以下においては、そのうち損害保険株式会社の期末様式を紹介する。この様式は、単体は貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、株主資本等変動計算書に、連結は連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結株主資本等変動計算書に分かれており、それぞれの様式に注記すべき事項等が(記載上の注意)として付されている。

各勘定科目の意味するところは概ね前述のとおりであるが、注記の意味するところについては「その注記で何がわかるか」「その注記がなぜ求められているか」について各人で考えられたい。このような考察を行うことにより、財務諸表の内容をより一層理解できるものと思われる。

5.6.1 (単体)貸借対照表の様式

科目	金額	科目	金額
(現預金、資産及び預貯金の勘保証) 現金、現金預金、国債、社債、株外、貸有、無、前繰再支貸 (資産の部合計)	△	(負債、準備、の準備、の準備) 負債、準備、の準備、の準備、純資産、資新資、利、自株、繰上、株新 (負債及び純資産の部合計)	△
資産の部合計	△	負債及び純資産の部合計	△

(記載上の注意)

1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

(1) 継続企業の前提(会社計算規則第100条に規定する継続企業の前提をいう。以下同じ。)に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であって、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるとき(当該事業年度の末日後に当該重要な不確実性が認められなくなった場合を除く。)は、次に掲げる事項

- ① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容
- ② 当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策
- ③ 当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由
- ④ 当該重要な不確実性の影響を財務諸表に反映しているか否かの別

(2)次に掲げる会計方針に関する事項

- ①有価証券の評価基準及び評価方法。また、法第112条第1項による評価換えをしたときは、その旨
- ②金銭の信託の評価基準及び評価方法
- ③デリバティブ取引の評価基準及び評価方法
- ④土地の再評価に関する法律第3条第3項に規定する再評価の方法及び同法第10条に規定する差額
- ⑤有形固定資産の減価償却の方法
- ⑥外貨建資産等の本邦通貨への換算基準
- ⑦貸倒引当金の計上方法(当期における償却及び引当の方針のほか、資産の自己査定基準の整備の状況、償却及び引当に関する規程の整備の状況等内部統制の状況についても、できるだけ詳細に記載すること。)
- ⑧退職給付引当金の計上方法
- ⑨価格変動準備金及び金融商品取引責任準備金の計上方法
- ⑩リース取引の処理方法
- ⑪ヘッジ会計の方法
- ⑫収益の計上方法(顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識するときは、主要な事業における顧客との契約に基づく主な義務の内容、当該義務に係る収益を認識する通常の時点その他重要な会計方針に含まれると判断したものを記載すること。)
- ⑬その他採用した重要な会計方針。ただし、その採用が原則とされている会計方針は、この限りでない。

(3)次に掲げる会計上の見積りに関する事項

- ①会計上の見積りにより当該事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるもの
- ②当該事業年度に係る財務諸表の①に掲げる項目に計上した額
- ③②に掲げるもののほか、①に掲げる項目に係る会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報(連結財務諸表に注記すべき情報と同一である場合において、この様式にその旨を注記するときは、同様式における当該情報の記載を要しない。)

(4)会計方針の変更等を行った場合には、会計方針の変更等に関する事項(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条の3から第8条の3の7までの規定に準じて記載すること。ただし、当該事業年度に係る財務諸表のみを表示している場合には、前事業年度に係る事項及び1株当たり情報に対する影響額については記載を要しない。)

- (5)金融商品の状況に関する事項、金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項(ただし、連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。)
- (6)賃貸等不動産の状況に関する事項及び賃貸等不動産の時価に関する事項(ただし、連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。)
- (7)会社計算規則第111条に規定する持分法損益等に関する事項
- (8)有価証券の貸付けを行っている場合には、その旨及び金額(金額は貸借対照表価額とし、消費貸借契約によるもの、使用貸借契約又は賃貸借契約によるものに分けて記載すること。)
- (9)債権のうち破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸付条件緩和債権の額並びにこれらの合計額。なお、それぞれの定義は、規則第59条の2第1項第5号ロによる。
- (10)有形固定資産の減価償却累計額及び圧縮記帳額
- (11)資産に係る引当金を直接控除した場合における各資産の資産項目別の引当金の金額(一括して注記することが適当な場合にあつては、適宜一括した引当金の金額)
- (12)法第118条第1項に規定する特別勘定の資産及び負債の額
- (13)関係会社(会社計算規則第2条第3項第22号に規定する関係会社をいう。以下同じ。)に対する金銭債権又は金銭債務をその金銭債権又は金銭債務が属する項目ごとに、他の金銭債権又は金銭債務と区分して表示していないときは、当該関係会社に対する金銭債権又は金銭債務の当該関係会社に対する金銭債権又は金銭債務が属する項目ごとの金額又は2以上の項目について一括した金額
- (14)取締役、監査役及び執行役との間の取引による取締役、監査役及び執行役に対する金銭債権及び金銭債務があるときは、金銭債権の総額及び金銭債務の総額。ただし、普通保険約款による取引に係るものは、この限りでない。
- (15)次に掲げるもの(重要でないものを除く。)の発生の主な原因別の内訳
- ①繰延税金資産(その算定にあたり繰延税金資産から控除された金額がある場合における当該金額を含む。)
- ②繰延税金負債
- (16)リース契約(ファイナンス・リース取引に該当するもの)により使用する重要な有形固定資産及び無形固定資産
- (17)手形遡及債務、重要な係争事件に係る損害賠償義務その他これらに準ずる債務(負債の部に計上したものを除く。)があるときは、当該債務の内容及び金額
- (18)生命保険会社にあつては、契約者配当準備金の増減異動及び契約者配当金の支払額
- (19)親会社株式の金額
- (20)関係会社の株式又は出資金の総額
- (21)法第91条の規定による組織変更剰余金額又は法第164条第4項若しくは法第165条第7項において準用する法第91条の規定による合併剰余金額
- (22)資産が担保に供されている場合には、当該資産の内容及びその金額並びに担保に係る債務の金額
- (23)以下に掲げる金額
- ①規則第73条第3項において準用する規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する支払備金(以下「出再支払備金」という。)の金額
- ②規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する責任準備金(以下「出再責任準備

金」という。)の金額

(24) 次に掲げる1株当たり情報に関する事項

① 1株当たりの純資産額(銭単位)

② 株式会社が当該事業年度又は当該事業年度の末日後において株式の併合又は株式の分割をした場合には、その旨及び当該事業年度の期首に株式の併合又は株式の分割をしたと仮定して1株当たりの純資産額を算定している旨

(25) 法及び会社法以外の法律の規定又は契約により、剰余金の配当について制限を受けている場合には、その旨及びその内容

(26) 会社計算規則第2条第3項第55号に規定する連結配当規制適用会社については、当該事業年度の末日が最終事業年度の末日となる時後、連結配当規制適用会社となる旨

(27) 事業年度の末日後、翌事業年度以降の財産又は損益に重要な影響を及ぼす事象が発生した場合における当該事象

(28) スtock・オプションに関する事項(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(以下「財務諸表等規則」という。))第8条の14から第8条の16までの規定に準じて記載すること。)

(29) 企業結合に関する事項(財務諸表等規則第8条の17から第8条の22まで、第8条の25、第56条及び第95条の3の3の規定に準じて記載すること。)

(30) 事業分離に関する事項(財務諸表等規則第8条の23、第8条の24及び第8条の26の規定に準じて記載すること。)

(31) 資産の部の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)に係る保証債務の額

(32) 次に掲げる要件の全てに該当する再保険に付した場合には、当該再保険に係る再保険契約(規則第71条第3項に規定する再保険に係るものを除く。)において定める未償却出再手数料(保険会社が受再保険会社(再保険を引き受ける保険会社又は外国保険業者をいう。以下(31)において同じ。)から收受した手数料のうち、当該再保険契約により再保険に付した部分に係る将来の収益又は利益から受再保険会社に支払うものをいう。①において同じ。)の残高

① 未償却出再手数料及びこれに附帯して保険会社が支弁する費用その他これに準ずるものを受再保険会社に将来支払うことを約するものであること。

② 保険会社が、元受保険契約(保険会社が引き受ける保険契約をいう。以下②において同じ。)に係るリスクのうち、当該再保険に付された部分に係るリスクの一部を移転するものであること(元受保険契約のリスクの全部を出再割合に応じて移転する場合を除く。)

(33) 以上のほか、財産の状態を正確に判断するために必要な事項

2 法第113条前段の規定により資産の部に計上した金額がある場合は、「その他の資産」の前に「保険業法第113条繰延資産」として記載すること。

3 損害保険会社が地震保険に関する法律第3条第1項(政府の再保険)に規定する再保険契約を政府との間で締結している場合には、当該損害保険会社において地震保険の責任準備金及び地震保険に係る受託金に対応する資産を他の資産と区分して経理している場合における当該資産に係る評価差額については、「繰延税金負債」の前に「地震保険評価差額金」として記載すること。

4 法令等に基づき、又は会社の財産の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げている科目を細分し、又はその性質を示す科目を設けて適切な場所に記載すること。

5 「その他の資産」及び「その他の負債」のうち、同一の種類の資産及び負債でその金額が資産総額の100分の1を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設け

で記載すること。

- 6 「リース資産」に区分される資産については、「有形固定資産」に属する各科目（「リース資産」及び「建設仮勘定」を除く。）又は「無形固定資産」に属する各科目（「のれん」及び「リース資産」を除く。）に含めることができる。
- 7 総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。

(記載上の注意)

1 次の事項を注記すること。ただし、貸借対照表に記載したものは、この限りでない。

- (1)損益計算書の作成に関する重要な会計方針。ただし、その採用が原則とされている会計方針は、この限りでない。
- (2)関係会社(相互会社にあつては、子会社等)との取引高の総額
- (3)生命保険会社にあつては、有価証券売却益、有価証券売却損及び有価証券評価損の主な内訳
- (4)以下の収益及び費用に関する内訳(ただし、①から③まで及び⑥の注記は、生命保険会社を除く。)
 - ①正味収入保険料の計算上差し引かれた支払再保険料の金額
 - ②正味支払保険金の計算上差し引かれた回収再保険金の金額
 - ③諸手数料及び集金費の計算上差し引かれた出再保険手数料の金額
 - ④支払備金繰入額又は支払備金戻入額の計算上、差し引かれた又は足し上げられた出再支払備金繰入額又は出再支払備金戻入額
 - ⑤責任準備金繰入額又は責任準備金戻入額の計算上、差し引かれた又は足し上げられた出再責任準備金繰入額又は出再責任準備金戻入額
 - ⑥利息及び配当金収入の資産源泉別内訳
- (5)商品有価証券及び売買目的有価証券に係るそれぞれの利息及び配当金収入、売却損益及び評価損益の金額
- (6)金銭の信託及び金融派生商品に係るそれぞれの評価損益の金額
- (7)顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合における次に掲げる事項(重要性の乏しいものを除く。)
 - ①当該事業年度に認識した収益を、収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づいて区分をした場合における当該区分ごとの収益の額その他の事項
 - ②収益を理解するための基礎となる情報
 - ③当該事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報
 - ①から③までに掲げる事項が会計方針に関する事項と同一であるときは、記載することを要しない。連結損益計算書又は連結損益及び包括利益計算書を作成している場合には、①及び③に掲げる事項の記載を要しない。
 - ②に掲げる事項が連結損益計算書又は連結損益及び包括利益計算書に注記すべき事項と同一である場合において、この様式にその旨を注記するときは、同様式における当該事項の記載を要しない。
- (8)1株当たり情報に関する次に掲げる事項
 - ①1株当たりの当期純利益金額又は当期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額(普通株式を取得することができる権利又は普通株式への転換請求権その他のこれらに準ずる権利が付された証券又は契約に係る権利が行使されることを仮定することにより算定した1株当たりの当期純利益金額をいう。以下この様式において同じ。)(銭単位)
 - ②株式会社が当該事業年度又は当該事業年度の末日後において株式の併合又は株式の分割をした場合には、その旨並びに当該事業年度の期首に株式の併合又は株式の分割をしたと仮定して1株当たりの当期純利益金額又は当期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を算定している旨
- (9)次に掲げる要件の全てに該当する再保険に付した場合には、当該再保険に係る再保険契約(規則第71条第3項に規定する再保険に係るものを除く。)において定める未償却出再手数料(保険会

社が受再保険会社(再保険を引き受ける保険会社又は外国保険業者をいう。以下(8)において同じ。)から収受した手数料のうち、当該再保険契約により再保険に付した部分に係る将来の収益又は利益から受再保険会社に支払うものをいう。①において同じ。)であって、事業年度において、保険会社が受再保険会社から収受した手数料のうち未償却出再手数料の増加として認識したものの金額及び保険会社が受再保険会社に支払った額のうち未償却出再手数料の減少として認識したものの金額

①未償却出再手数料及びこれに附帯して保険会社が支弁する費用その他これに準ずるものを受再保険会社に将来支払うことを約するものであること。

②保険会社が、元受保険契約(保険会社が引き受ける保険契約をいう。以下②において同じ。)に係るリスクのうち、当該再保険に付された部分に係るリスクの一部を移転するものであること(元受保険契約のリスクの全部を出再割合に応じて移転する場合を除く。)

(10)以上のほか、損益の状態を正確に判断するために必要な事項

- 2 関連当事者(規則第17条の9第1項第5号又は規則第29条の5第1項第5号に規定する関連当事者をいう。)との取引に関する事項を会社計算規則第112条の規定に従い記載すること(相互会社にあつては、同条の規定に準じて記載すること)。
- 3 法令等に基づき、又は会社の損益の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げてある科目を細分し、又はその性質を示す科目を設けて適切な場所に記載すること。
- 4 総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。

5.6.3 (単体)キャッシュ・フロー計算書の様式

科目	金額
営業活動によるキャッシュ・フロー 税引前当期純利益(△は損失) 減価償却費 減損損失 支払備金の増減額(△は減少) 責任準備金の増減額(△は減少) 貸倒引当金の増減額(△は減少) 退職給付引当金の増減額(△は減少) 価格変動準備金の増減額(△は減少) 金融商品取引責任準備金の増減額(△は減少) 保険業法第112条評価益 利息及び配当金収入 有価証券関係損益(△は益) 支払利息 為替差損益(△は益) 有形固定資産関係損益(△は益) 商品有価証券の増減額(△は増加) その他資産(除く投資活動関連、財務活動関連)の増減額(△は増加) その他負債(除く投資活動関連、財務活動関連)の増減額(△は減少) その他 小 計 利息及び配当金の受取額 利息の支払額 その他 法人税等の支払額 営業活動によるキャッシュ・フロー	
投資活動によるキャッシュ・フロー 預貯金の純増減額(△は増加) 買入金銭債権の取得による支出 買入金銭債権の売却・償還による収入 金銭の信託の増加による支出 金銭の信託の減少による収入 有価証券の取得による支出 有価証券の売却・償還による収入 貸付けによる支出 貸付金の回収による収入 その他 資産運用活動計 (営業活動及び資産運用活動計) 有形固定資産の取得による支出 有形固定資産の売却による収入 その他 投資活動によるキャッシュ・フロー	()
財務活動によるキャッシュ・フロー 借入れによる収入 借入金の返済による支出 社債の発行による収入 社債の償還による支出 株式の発行による収入 自己株式の取得による支出 配当金の支払額 その他 財務活動によるキャッシュ・フロー	
現金及び現金同等物に係る換算差額	
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	
現金及び現金同等物期首残高	
現金及び現金同等物期末残高	

(記載上の注意)

- 1 連結キャッシュ・フロー計算書を作成している場合には作成を要しない。
- 2 現金及び現金同等物の範囲について記載すること。
- 3 法令等に基づき、又は会社のキャッシュ・フローの状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げてある科目を細分し、又はその性質を示す科目を設けて適切な場所に記載すること。また、金額の重要性が乏しい科目については、「その他」として一括して記載することができる。

5.6.4 (単体)株主資本等変動計算書の様式

	株主資本							評価・換算差額等				株式引受権	新株予約権	純資産合計				
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				自己株式	株主資本合計	その他の有価証券評価差額金				繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その利益剰余金	他剰余金											利益剰余金合計
							〇〇積立金	繰越利益剰余金										
当期首残高																		
当期変動額																		
新株の発行																		
剰余金の配当																		
当期純利益																		
自己株式の処分																		
…																		
…																		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)																		
当期変動額合計																		
当期末残高																		

(記載上の注意)

- 1 法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を掲げる必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。
- 2 変動事由及び金額の記載は、概ね、貸借対照表における記載の順序によること。
- 3 株主資本以外の項目について、事業年度中の変動額を、変動事由ごとに記載することができる。
- 4 その他利益剰余金及び評価・換算差額等は、科目ごとの記載に代えて合計額を、当事業年度期首残高、事業年度中の変動額及び事業年度末残高に区分して記載することができる。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。
- 5 資本剰余金、利益剰余金、評価・換算差額等及び純資産の各合計欄の記載は、省略することができる。
- 6 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第106条から第109条までの規定に従い注記すること。

7 遡及適用(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第51項に規定する遡及適用をいう。以下この様式において同じ。)、修正再表示(同条第53項に規定する修正再表示をいう。以下この様式において同じ。)又は当該事業年度の前事業年度における企業結合に係る暫定的な会計処理の確定を行った場合には、当期首残高に対する累積的影響額及び当該遡及適用、修正再表示又は当該事業年度の前事業年度における企業結合に係る暫定的な会計処理の確定の後の当期首残高を区分表示すること。

5.6.5 連結貸借対照表の様式

(損害保険株式会社及びその子会社等)

科目	金額	科目	金額
(現金) 預貯金 資産 債権 金 債権 一 債権 現 債権 借 債権 入 債権 定 債権 品 債権 銭 債権 形 債権 土 債権 建 債権 所 債権 の 債権 り 債権 そ 債権 退 債権 繰 債権 再 債権 支 債権 貸 債権	△	(保証) 準備金 債権 の 債権 準備金 引 債権 社 債権 付 債権 負 債権 引 債権 当 債権 負 債権 備 債権 金 債権 税 債権 承 債権 の 債権 部 債権 の 債権 部 債権	△
資産の部合計		負債及び純資産の部合計	

(記載上の注意)

- 1 生命保険株式会社にあつては上記の(1)により、損害保険株式会社にあつては上記の(2)により記載すること。¹¹
- 2 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

(1) 継続企業の前提(会社計算規則第100条に規定する継続企業の前提をいう。以下同じ。)に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であつて、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるとき(当該

¹¹ 様式においては、(1)(生命保険株式会社及びその子会社等)、(2)(損害保険株式会社及びその子会社等)があるが、ここでは(2)のみ記載している。

事業年度の末日後に当該重要な不確実性が認められなくなった場合を除く。)は、次に掲げる事項

- ① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容
- ② 当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策
- ③ 当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由
- ④ 当該重要な不確実性の影響を連結財務諸表に反映しているか否かの別

(2)次に掲げる会計方針に関する事項

- ① 有価証券の評価基準及び評価方法。また、法第112条第1項による評価換えをしたときは、その旨
- ② 金銭の信託の評価基準及び評価方法
- ③ デリバティブ取引の評価基準及び評価方法
- ④ 土地の再評価に関する法律第3条第3項に規定する再評価の方法及び同法第10条に規定する差額
- ⑤ 有形固定資産の減価償却の方法
- ⑥ 外貨建資産等の本邦通貨への換算基準
- ⑦ 貸倒引当金の計上方法
- ⑧ 退職給付に係る会計処理の方法
- ⑨ 価格変動準備金及び金融商品取引責任準備金の計上方法
- ⑩ リース取引の処理方法
- ⑪ ヘッジ会計の方法
- ⑫ 収益の計上方法(顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識するときは、主要な事業における顧客との契約に基づく主な義務の内容、当該義務に係る収益を認識する通常の時点その他重要な会計方針に含まれると判断したものを記載すること。)
- ⑬ その他採用した重要な会計方針。ただし、その採用が原則とされている会計方針は、この限りでない。
- ⑭ 子会社等が採用した会計方針のうちに保険会社と異なるものがある場合には、その差異の概要。ただし、その差異が軽微であるときには、この限りでない。

(3)次に掲げる会計上の見積りに関する事項

- ① 会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結財務諸表にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるもの
- ② 当連結会計年度に係る連結財務諸表の①に掲げる項目に計上した額
- ③ ②に掲げるもののほか、①に掲げる項目に係る会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

(4)会計方針の変更等を行った場合には、会計方針の変更等に関する事項(連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第14条の2から第14条の8までの規定に準じて記載すること。ただし、当連結会計年度に係る連結財務諸表のみを表示している場合には、前連結会計年度に係る事項及び1株当たり情報に対する影響額については記載を要しない。)

(5)金融商品の状況に関する事項、金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

(6)賃貸等不動産の状況に関する事項及び賃貸等不動産の時価に関する事項

(7)債権のうち破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸付条件緩和債権の額並びにこれらの合計額。なお、それぞれの定義は、規則第59条の2第1項第5号ロ(「債権」の定義にあつては、規則第59条の3第1項第3号ロ)による。

(8)有形固定資産の減価償却累計額及び圧縮記帳額

- (9)資産に係る引当金を直接控除した場合における各資産の資産項目別の引当金の金額(一括して注記することが適当な場合にあつては、適宜一括した引当金の金額)
- (10)法第118条第1項に規定する特別勘定の資産及び負債の額
- (11)法第113条前段の規定により資産の部に計上した金額がある場合は、その額
- (12)保険会社の取締役、監査役及び執行役との間の取引による取締役、監査役及び執行役に対する金銭債権及び金銭債務があるときは、金銭債権の総額及び金銭債務の総額。ただし、普通保険約款による取引に係るものは、この限りでない。
- (13)手形遡及債務、重要な係争事件に係る損害賠償義務その他これらに準ずる債務(負債の部に計上したものを除く。)があるときは、当該債務の内容及び金額
- (14)生命保険会社に係る契約者配当準備金の増減異動及び契約者配当金の支払額
- (15)関係会社(会社計算規則第2条第3項第22号に規定する関係会社をいう。)の株式又は出資金の総額
- (16)法第91条の規定による組織変更剰余金額又は法第164条第4項若しくは法第165条第7項において準用する法第91条の規定による合併剰余金額
- (17)資産が担保に供されている場合には、当該資産の内容及びその金額並びに担保に係る債務の金額
- (18)次に掲げる1株当たり情報に関する事項
- ①1株当たりの純資産額(銭単位)
- ②株式会社が当連結会計年度又は当連結会計年度の末日後において株式の併合又は株式の分割をした場合には、その旨及び当連結会計年度の期首に株式の併合又は株式の分割をしたと仮定して1株当たりの純資産額を算定している旨
- (19)保険会社の事業年度の末日後、連結会社及び持分法が適用される非連結の子会社等の翌事業年度以降の財産又は損益に重要な影響を及ぼす事象が発生した場合における当該事象(ただし、当該保険会社の事業年度の末日と異なる日をその事業年度の末日とする子会社等については、当該子会社等の事業年度の末日後に発生した場合における当該事象とする。)
- (20)ストック・オプションに関する事項(連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則(以下「連結財務諸表規則」という。)第15条の9から第15条の11までの規定に準じて記載すること。)
- (21)企業結合に関する事項(連結財務諸表規則第15条の12から第15条の15まで、第15条の18、第15条の19、第15条の21、第41条及び第63条の3の規定に準じて記載すること。)
- (22)事業分離に関する事項(連結財務諸表規則第15条の16、第15条の17及び第15条の20の規定に準じて記載すること。)
- (23)資産の部の有価証券中の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)に係る保証債務の額
- (24)以上のほか、保険会社及びその子会社等の財産の状態を正確に判断するために必要な事項
- 3 特定取引資産及び特定取引負債は、保険会社又はその子会社等が規則第53条の6の2その他法令の規定により設けた特定取引勘定に係る資産及び負債について記載すること。なお、特定取引勘定設置会社分については商品有価証券への計数の記載は行わない。
- 4 損害保険会社又はその子会社等である損害保険会社が地震保険に関する法律第3条第1項(政府の再保険)に規定する再保険契約を政府との間で締結している場合には、当該損害保険会社において地震保険の責任準備金及び地震保険に係る受託金に対応する資産を他の資産と区分して経理している場合における当該資産に係る評価差額については、「繰延税金負債」の前に「地震保険評価差額

金」として記載すること。

- 5 法令等に基づき、又は保険会社及びその子会社等の財産の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げてある科目を細分し、又はその性質を示す科目を設けて適切な場所に記載すること。
- 6 「その他資産」及び「その他負債」のうち、同一の種類資産及び負債でその金額が資産総額の100分の5を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。ただし、「リース債権及びリース投資資産」、「未払法人税等」、「リース債務」及び「資産除去債務」については、その金額が資産総額の100分の1を超える場合は科目を設けて記載する。
- 7 「リース資産」に区分される資産については、「有形固定資産」に属する各科目（「リース資産」及び「建設仮勘定」を除く。）又は「無形固定資産」に属する各科目（「のれん」及び「リース資産」を除く。）に含めることができる。
- 8 総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。

(記載上の注意)

- 1 生命保険株式会社にあつては、上記の(1)により、損害保険株式会社にあつては上記の(2)により記載すること。
- 2 次の事項を注記すること。ただし、連結貸借対照表に記載したものは、この限りでない。
 - (1)連結損益計算書の作成に関する重要な会計方針。ただし、その採用が原則とされている会計方針は、この限りでない。
 - (2)顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合における次に掲げる事項(重要性の乏しいものを除く。)
 - ①当連結会計年度に認識した収益を、収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づいて区分をした場合における当該区分ごとの収益の額その他の事項
 - ②収益を理解するための基礎となる情報
 - ③当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報①から③までに掲げる事項が会計方針に関する事項と同一であるときは、記載することを要しない。
 - (3)1株当たり情報に関する次に掲げる事項
 - ①1株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益金額又は親会社株主に帰属する当期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり親会社株主に帰属する当期純利益金額(普通株式を取得することができる権利又は普通株式への転換請求権その他のこれらに準ずる権利が付された証券又は契約に係る権利が行使されることを仮定することにより算定した1株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益金額をいう。以下この様式において同じ。)(銭単位)
 - ②株式会社が当連結会計年度又は当連結会計年度の末日後において株式の併合又は株式の分割をした場合には、その旨並びに当連結会計年度の期首に株式の併合又は株式の分割をしたと仮定して1株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益金額又は親会社株主に帰属する当期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり親会社株主に帰属する当期純利益金額を算定している旨
 - (4)以上のほか、保険会社及びその子会社等の損益の状態を正確に判断するために必要な事項
- 3 特定取引収益及び特定取引費用は、保険会社又はその子会社等が規則第53条の6の2その他法令の規定により設けた特定取引勘定に係る収益及び費用について記載すること。なお、特定取引勘定設置会社分については商品有価証券運用益及び商品有価証券運用損への計数の記載は行わない。
- 4 法令等に基づき、又は保険会社及びその子会社等の損益の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目を細分し又はこの様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。
- 5 総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。

5.6.7 連結包括利益計算書の様式

連結包括利益計算書は、2計算書方式と1計算書方式の何れかの方式によることとされている。

① 2計算書方式

連結損益計算書とは別に、当期純利益にその他の包括利益の内訳項目を加減して包括利益を表示する「連結包括利益計算書」を作成する方式。

② 1計算書方式

連結損益計算書と当期純利益にその他の包括利益の内訳項目を加減した包括利益をともに表示する「連結損益及び包括利益計算書」を作成する方式。

以下は2計算書方式の場合の様式である。

科目	金額
当期純利益（又は当期純損失）	
その他の包括利益	
その他の有価証券評価差額	
繰延ヘッジ損益	
為替換算調整勘定	
退職給付に係る調整額	
持分法適用会社に対する持分相当額	
包 括 利 益	
親会社株主に係る包括利益	
非支配株主に係る包括利益	

(記載上の注意)

- 1 連結包括利益計算書を初めて記載した年度においては、その直前の年度におけるその他の包括利益及びその内訳項目並びに包括利益及びその内訳項目の金額を注記すること。
- 2 法令等に基づき、又は保険会社及びその子会社等の包括利益の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目を細分し又はこの様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。
- 3 総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。
- 4 その他の包括利益の内訳項目は、税効果を控除した後の金額で表示すること。ただし、各内訳項目を税効果を控除する前の金額で表示して、それらに関連する税効果の金額を一括して加減する方法で記載することができる。いずれの場合も、その他の包括利益の各内訳項目別の税効果の金額を注記すること。
- 5 親会社株主に帰属する当期純利益金額又は親会社株主に帰属する当期純損失金額を構成する項目のうち、当連結会計年度以前にその他の包括利益に含まれていた金額は、組替調整額として、その他の包括利益の内訳項目ごとに注記すること。この注記は、上記4の注記と併せて記載することができる。

5.6.8 連結キャッシュ・フロー計算書の様式

(損害保険株式会社及びその子会社等－間接法により表示する場合)

科目	金額
営業活動によるキャッシュ・フロー 税金等調整前当期純利益(△は損失) 減価償却費 減損損失 のれん償却額 支払備金の増減額(△は減少) 責任準備金等の増減額(△は減少) 貸倒引当金の増減額(△は減少) 退職給付に係る負債の増減額(△は減少) 価格変動準備金の増減額(△は減少) 金融商品取引責任準備金の増減額(△は減少) 保険業法第112条評価益 利息及び配当金収入 有価証券関係損益(△は益) 支払利息 為替差損益(△は益) 有形固定資産関係損益(△は益) 持分法による投資損益(△は益) 特定取引資産の増減額(△は増加) 特定取引負債の増減額(△は減少) 商品有価証券の増減額(△は増加) その他資産(除く投資活動関連、財務活動関連)の増減額(△は増加) その他負債(除く投資活動関連、財務活動関連)の増減額(△は減少) その他 小 計 利息及び配当金の受取額 利息の支払額 その他 法人税等の支払額 営業活動によるキャッシュ・フロー	
投資活動によるキャッシュ・フロー 預貯金の純増減額(△は増加) 買入金銭債権の取得による支出 買入金銭債権の売却・償還による収入 金銭の信託の増加による支出 金銭の信託の減少による収入 有価証券の取得による支出 有価証券の売却・償還による収入 貸付けによる支出 貸付金の回収による収入 その他 資産運用活動計 (営業活動及び資産運用活動計) 有形固定資産の取得による支出 有形固定資産の売却による収入 連結の範囲の変更を伴う子会社及び子法人等の株式の取得による支出 連結の範囲の変更を伴う子会社及び子法人等の株式の売却による収入 その他 投資活動によるキャッシュ・フロー	()
財務活動によるキャッシュ・フロー 借入れによる収入 借入金の返済による支出 社債の発行による収入 社債の償還による支出 株式の発行による収入 自己株式の取得による支出 配当金の支払額 その他 財務活動によるキャッシュ・フロー	
現金及び現金同等物に係る換算差額	
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	
現金及び現金同等物期首残高	
現金及び現金同等物期末残高	

(記載上の注意)

1 現金及び現金同等物の範囲について記載すること。

2 法令等に基づき、又は保険会社及びその子会社等のキャッシュ・フローの状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げてある科目を細分し、又はその性質を示す科目を設けて適切な場所に記載すること。また、金額の重要性が乏しい科目については、「その他」として一括して記載することができる。

5.6.9 連結株主資本等変動計算書の様式

	株主資本					その他の包括利益累計額						株式引受権	新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他の有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計				
当期首残高															
当期変動額															
新株の発行															
剰余金の配当															
親会社株主に 帰属する当期 純利益															
自己株式の処 分															
…															
…															
株主資本以外 の項目の当期 変動額(純額)															
当期変動額合計															
当期末残高															

(記載上の注意)

- 1 法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を掲げる必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。
- 2 変動事由及び金額の記載は、概ね、連結貸借対照表における記載の順序によること。
- 3 株主資本以外の項目について、連結会計年度中の変動額を、変動事由ごとに記載することができる。
- 4 その他の包括利益累計額は、科目ごとの記載に代えて合計額を、当連結会計年度期首残高、連結会計年度中の変動額及び連結会計年度末残高に区分して記載することができる。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。
- 5 その他の包括利益累計額及び純資産の各合計欄の記載は、省略することができる。
- 6 連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第77条から第80条までの規定に従い注記す

ること。

- 7 遡及適用(連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第2条第43号に規定する遡及適用をいう。以下この様式において同じ。)、修正再表示(同条第45号に規定する修正再表示をいう。以下この様式において同じ。)又は当連結会計年度の前連結会計年度における企業結合に係る暫定的な会計処理の確定を行った場合には、当期首残高に対する累積的影響額及び当該遡及適用、修正再表示又は当連結会計年度の前連結会計年度における企業結合に係る暫定的な会計処理の確定の後の当期首残高を区分表示すること。

5.7 株主・契約者等へのディスクロージャー

5.7.1 決算短信

決算短信とは、決算の内容が定まった時点で、証券取引所¹²が定めた各社共通の様式及び記載要領に従い、正しい情報を速やかに投資家に周知する書類である。

決算の概要が最初のページにまとめられ、その後に業績や財務状況についてのポイントが記載され、さらに、貸借対照表や損益計算書などが添付されている。実際の決算発表にあたっては、上場会社各社の独自の工夫により、公表する内容をより充実したものとしていくことが望まれている。

また、記載項目・時期などの原則・方向性は以下のようになっている。

- ・ 最低限の共通項目を定め、それ以外は重要性等に応じて開示の要否を選択
- ・ 連結情報・単体情報を一体の資料として開示
- ・ 投資者が必ずしも決算発表時に必要としないと考えられる情報を他の開示資料等に委ねる
- ・ 望ましい開示時期の明示(期末後45日以内での開示が適当であり、30日以内(期末が月末の場合は翌月内)での開示がより望ましい)

法定四半期報告書制度の適用が開始された平成20年度以後は、期末の決算短信に加え、四半期決算短信の開示が行われている。

¹² 取引所の法律上の名称は「証券取引所」から「金融商品取引所」へと改められた。(なお、これらはいくまでも法律上の名称であり、証券取引所は、引き続き、現在と同様の名称を使用することができる。)

5.7.2 有価証券報告書

(1) 作成根拠と項目

金融商品取引法は、企業内容等の開示の制度を整備するとともに、金融商品取引業を行う者に関し必要な事項を定め、金融商品取引所の適切な運営を確保すること等により、有価証券の発行及び金融商品等の取引等を公正にし、有価証券の流通を円滑にするほか、資本市場の機能の十全な発揮による金融商品等の公正な価格形成等を図り、もって国民経済の健全な発展及び投資者の保護に資することを目的としている。そこで同法の規制により、証券取引所に株式を上場している株式会社は、投資家が投資判断を行うための資料として、事業年度終了後3か月以内に有価証券報告書を3通作成し、財務局長等に提出しなければならない。(金融商品取引法第24条、企業内容等の開示に関する内閣府令第15条)

有価証券報告書の財務諸表は、公認会計士または監査法人の監査証明を受けなければならない。(金融商品取引法第193条の2)

有価証券報告書の連結財務諸表については、「連結財務諸表の用語、様式及び作成に関する規則」第46条および第68条の規定に基づき保険業法施行規則に準拠して作成する。また、単体の財務諸表については「財務諸表等の用語、様式および作成方法に関する規則」第2条の規定により、同規則及び保険業法施行規則に基づいて作成する。

(2) 四半期報告書の概要

四半期財務諸表の構成は、四半期貸借対照表、四半期損益計算書、四半期キャッシュ・フロー計算書および一定の注記事項、四半期連結財務諸表の構成は、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書および一定の注記事項となっており、企業集団の経理の状況その他の公益又は投資者保護のため必要かつ

適当な事項を開示することとなっている。

四半期報告書は、原則として連結ベースでの開示のみが求められているが、保険会社については、単体かつ半期ベースでソルベンシー・マージン比率による規制を受けるため、第2四半期報告書については単体ベースの財務諸表の記載も義務づけられている。また、四半期報告制度は適時性・迅速性が重視され、各四半期終了後45日以内(保険会社等の第2四半期報告書については、単体の財務諸表の記載を求めることから、第2四半期終了後60日以内)に提出しなければならない。一方、信頼性を確保するために、公認会計士または監査法人による四半期レビューが義務づけられている。

5.7.3 保険業法におけるディスクロージャーの規定

(1) 保険業法の規定

保険会社は、業務および財産の状況に関する説明書類を事業年度終了後4か月以内に本店または主たる事務所等に備え置き、公衆の縦覧に供しなければならないとされている。また、連結決算等グループ経営の重要性の高まりから、子会社等を有する場合にも、当該保険会社および当該子会社等の業務および財産の状況に関する説明書類を作成、縦覧に供することとされている。

(2) 開示項目

ディスクローズの重要性の高まりから、金融システム改革法の制定を受けて、保険業法および同施行規則が改正され、開示項目について法定項目が定められた。この法定項目は、損害保険会社として最低限必要な開示項目を定められていると考えられ、当該法定項目以外にも「保険契約者その他の顧客が当該保険会社およびその子会社等の業務および財産の状況を知るために参考となるべき事項の開示に努めなければならない」とされている。

(業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等)

第111条 保険会社は、事業年度ごとに、業務及び財産の状況に関する事項として内閣府令で定めるものを記載した説明書類を作成し、本店又は主たる事務所及び支店又は従たる事務所その他これらに準ずる場所として内閣府令で定める場所に備え置き、公衆の縦覧に供しなければならない。

2 保険会社が子会社等を有する場合には、当該保険会社は、事業年度ごとに、前項の説明書類のほか、当該保険会社及び当該子会社等の業務及び財産の状況に関する事項として内閣府令で定めるものを当該保険会社及び当該子会社等につき連結して記載した説明書類を作成し、当該保険会社の本店又は主たる事務所及び支店又は従たる事務所その他これらに準ずる場所として内閣府令で定める場所に備え置き、公衆の縦覧に供しなければならない。

3 前2項に規定する説明書類は、電磁的記録をもって作成することができる。

4 第1項又は第2項に規定する説明書類が電磁的記録をもって作成されているときは、保険会社の本店又は主たる事務所及び支店又は従たる事務所その他これらに準ずる場所として内閣府令で定める場所において当該電磁的記録に記録された情報を電磁的方法により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置として内閣府令で定めるものをとることができる。この場合においては、第1項又は第2項に規定する説明書類を、第1項又は第2項の規定により備え置き、公衆の縦覧に供したものとみなす。

5 前各項に定めるもののほか、第1項又は第2項に規定する書類を公衆の縦覧に供する期間その他前各項の規定の適用に関し必要な事項は、内閣府令で定める。

6 保険会社は、第1項又は第2項に規定する事項のほか、保険契約者その他の顧客が当該保険会社及びその子会社等の業務及び財産の状況を知るために参考となるべき事項の開示に努めなければならない。

保険業法施行規則

(業務及び財産の状況に関する説明書類に記載する事項等)

第59条の2 法第111条第1項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

一 保険会社の概況及び組織に関する次に掲げる事項

イ 経営の組織

ロ 株式会社にあつては、持株数の多い順に10以上の株主に関する次に掲げる事項

- (1) 氏名(株主が法人その他の団体である場合には、その名称)
- (2) 各株主の持株数
- (3) 発行済株式の総数に占める各株主の持株数の割合

ハ 相互会社にあつては、基金拠出額の多い順に5以上の基金拠出者に関する次に掲げる事項

- (1) 氏名(基金拠出者が法人その他の団体である場合には、その名称)
- (2) 各基金拠出者の基金拠出額
- (3) 基金の総額に占める各基金拠出額の割合

ニ 取締役及び監査役(監査等委員会設置会社にあつては、取締役、指名委員会等設置会社にあつては取締役及び執行役)の氏名及び役職名

ホ 会計参与設置会社にあつては、会計参与の氏名又は名称

ヘ 会計監査人の氏名又は名称

二 保険会社の主要な業務の内容(保険金信託業務を行う場合にあつては、当該保険金信託業務の内容を含む。)

三 保険会社の主要な業務に関する次に掲げる事項

イ 直近の事業年度における事業の概況

ロ 直近の5事業年度における主要な業務の状況を示す指標として次に掲げる事項((15)から(20)までに掲げる事項については、保険金信託業務を行う場合に限る。)

- (1) 経常収益
- (2) 経常利益又は経常損失
- (3) 当期純利益又は当期純損失(相互会社にあつては、当期純剰余又は当期純損失)
- (4) 資本金の額及び発行済株式の総数(相互会社にあつては、基金(法第56条の基金償却積立金を含む。)の総額)
- (5) 純資産額(株式会社である損害保険会社に限る。)

- (6) 総資産額及び特別勘定又は積立勘定として経理された資産額
 - (7) 責任準備金残高
 - (8) 貸付金残高
 - (9) 有価証券残高
 - (10) 保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率(法第130条の保険金等の支払能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準(保険会社に係る同条各号に掲げる額を用いて定めたものに限る。)に係る算式により得られる比率をいう。第86条第2項において同じ。)及び次条第1項第2号ロ(7)に規定する比率(保険会社及びその子会社等に係る法第130条各号に掲げる額が存在する場合であつて、法第111条第2項に規定する説明書類を作成していない場合に限る。)
 - (11) 配当性向(株式会社である損害保険会社に限る。)
 - (12) 相互会社にあつては、第30条の4の規定により計算した額に占める第30条の5第1項第1号の社員配当準備金及び同項第2号の社員配当平衡積立金に積み立てる額の合計額の割合
 - (13) 従業員数
 - (14) 保有契約高(損害保険会社にあつては、正味収入保険料の額)
 - (15) 信託報酬
 - (16) 信託勘定貸出金残高
 - (17) 信託勘定有価証券残高((19)に掲げる事項を除く。)
 - (18) 信託勘定暗号資産残高及び履行保証暗号資産残高
 - (19) 信託勘定電子記録移転有価証券表示権利等残高
 - (20) 信託財産額
- ハ 直近の2事業年度における業務の状況を示す指標等として別表に掲げる事項
- ニ 責任準備金の残高として別表に掲げる事項
- ホ 損害保険会社にあつては、直近の5事業年度における次に掲げる事項
- (1) 当該事業年度の前事業年度に積み立てた支払備金から前事業年度以前に発生した保険事故に係る当該事業年度に計上した支払保険金及び当該事業年度に積み立てた支払備金の合計額を差し引いた金額(自動車損害賠償

保障法第5条(責任保険又は責任共済の契約の締結強制)の自動車損害賠償責任保険の契約及び地震保険に関する法律第2条第2項(定義)に規定する地震保険契約に係るものを除く。)

(2) 保険事故発生年度別又は保険引受年度別の保険事故に係る直近事業年度までの各事業年度における支払備金及び累計支払保険金の合計額(平均支払期間が長い保険契約の種類に限る。)

四 保険会社の運営に関する次に掲げる事項

イ リスク管理の体制

ロ 法令遵守の体制

ハ 法第121条第1項第1号の確認(第三分野保険に係るものに限る。)の合理性及び妥当性

ニ 生命保険会社にあつては、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める事項

(1) 指定生命保険業務紛争解決機関(法第105条の2第1項第1号に規定する指定生命保険業務紛争解決機関をいう。ニにおいて同じ。)が存在する場合 当該生命保険会社が同号に定める生命保険業務に係る手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定生命保険業務紛争解決機関の商号又は名称

(2) 指定生命保険業務紛争解決機関が存在しない場合 当該生命保険会社の法第105条の2第1項第2号に定める生命保険業務に関する苦情処理措置及び紛争解決措置の内容

ホ 損害保険会社にあつては、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める事項

(1) 指定損害保険業務紛争解決機関(法第105条の3第1項第1号に規定する指定損害保険業務紛争解決機関をいう。ホにおいて同じ。)が存在する場合 当該損害保険会社が同号に定める損害保険業務に係る手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定損害保険業務紛争解決機関の商号又は名称

(2) 指定損害保険業務紛争解決機関が存在しない場合 当該損害保険会社の法第105条の3第1項第2号に定める損害保険業務に関する苦情処理措置及

び紛争解決措置の内容

- 五 保険会社の直近の2事業年度における財産の状況に関する次に掲げる事項（ハ及びホ(8)に掲げる事項については、保険金信託業務を行う場合に限る。）
- イ 貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書（連結財務諸表を作成しない場合に限る。）及び株主資本等変動計算書（相互会社にあつては剰余金処分又は損失処理に関する書面及び基金等変動計算書）
- ロ 保険会社の有する債権（その価額が別紙様式第7号又は第12号中の貸借対照表の社債（当該社債を有する保険会社はその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法第2条第3項（定義）に規定する有価証券の私募によるものに限る。次条第1項第3号ロ、第210条の10の2第1項第4号ロ及び第211条の82第1項第4号ロにおいて同じ。）、貸付金、その他資産中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに貸借対照表に注記される有価証券の貸付けをいう。ハにおいて同じ。）のうち次に掲げるものの額及び(1)から(4)までに掲げるものの合計額
- (1) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権（破産手続開始、更生手続開始又は再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。以下同じ。）
 - (2) 危険債権（債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権（(1)に掲げるものを除く。）をいう。以下同じ。）
 - (3) 三月以上延滞債権（元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸付金（(1)及び(2)に掲げる貸付金に該当するものを除く。）をいう。以下同じ。）
 - (4) 貸付条件緩和債権（債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金（(1)から(3)までに掲げる貸付金に該当するものを除く。）をいう。以下同じ。）
 - (5) 正常債権（債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、(1)から(4)までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。以下同じ。）

ハ 元本補填契約のある信託(信託財産の運用のため再信託された信託を含む。)に係る債権のうち破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権に該当するものの額並びにこれらの合計額並びに正常債権に該当するものの額

ニ 保険金等の支払能力の充実の状況(保険会社に係る法第130条各号に掲げる額を用いて定めたものに限り、当該各号に掲げる額に係る細目として別表に掲げる額並びに第87条第2号の2に規定する額の算出方法及びその計算の基礎となる係数を含む。)及び次条第1項第3号ハに規定する保険金等の支払能力の充実の状況(保険会社及びその子会社等に係る法第130条各号に掲げる額が存在する場合であつて、法第111条第2項に規定する説明書類を作成していない場合に限る。)

ホ 次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益

- (1) 有価証券
- (2) 金銭の信託
- (3) デリバティブ取引(有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。)
- (4) 法第98条第1項第8号に規定する金融等デリバティブ取引
- (5) 先物外国為替取引
- (6) 有価証券関連デリバティブ取引((7)に掲げるものを除く。)
- (7) 金融商品取引法第28条第8項第3号イ若しくは第4号イに掲げる取引又は外国金融商品市場における同項第3号イに掲げる取引と類似の取引(国債証券等及び同法第2条第1項第17号に掲げる有価証券のうち同項第1号の性質を有するものに係るものに限る。)
- (8) 暗号資産

ヘ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

ト 貸付金償却の額

チ 法第111条第1項の規定により公衆の縦覧に供する書類について会社法(相互会社にあつては、法)による会計監査人の監査を受けている場合にはその旨
リ 貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書(相互会社にあつては、剰余金処分計算書又は損失処理計算書及び基金等変動計算書)について金融商品取引法第193条の2の規定に基づき公認会計士又は監査法人の監査

証明を受けている場合にはその旨

六 事業年度の末日において、当該保険会社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況その他当該保険会社の経営に重要な影響を及ぼす事象(以下この号及び次条第1項第4号において「重要事象等」という。)が存在する場合には、その旨及びその内容、当該重要事象等についての分析及び検討内容並びに当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策の具体的内容

2 法第111条第1項に規定する内閣府令で定める場所は、保険会社の営業所又は事務所(本店又は主たる事務所、支店又は従たる事務所及び外国に所在する営業所又は事務所を除く。)とする。

第59条の3 法第111条第2項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

一 保険会社及びその子会社等(法第111条第2項に規定する説明書類の内容に重要な影響を与えない子会社等を除く。以下この条において同じ。)の概況に関する次に掲げる事項

イ 保険会社及びその子会社等の主要な事業の内容及び組織の構成

ロ 保険会社の子会社等に関する次に掲げる事項

(1) 名称

(2) 主たる営業所又は事務所の所在地

(3) 資本金又は出資金の額

(4) 事業の内容

(5) 設立年月日

(6) 保険会社が保有する子会社等の議決権の総株主又は総出資者の議決権に占める割合

(7) 保険会社の一の子会社等以外の子会社等が保有する当該一の子会社等の議決権の総株主又は総出資者の議決権に占める割合

二 保険会社及びその子会社等の主要な業務に関する事項として次に掲げるもの

イ 直近の事業年度における事業の概況

ロ 直近の5連結会計年度(連結財務諸表の作成に係る期間をいう。以下同じ。)

における主要な業務の状況を示す指標として次に掲げる事項

- (1) 経常収益
- (2) 経常利益又は経常損失
- (3) 親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失(保険会社が相互会社である場合には、親会社に帰属する当期純剰余又は親会社に帰属する当期純損失)
- (4) 包括利益
- (5) 純資産額(保険会社が株式会社である損害保険会社の場合に限る。)
- (6) 総資産額
- (7) 保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率

三 保険会社及びその子会社等の直近の2連結会計年度における財産の状況に関する次に掲げる事項

イ 連結貸借対照表、連結損益計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結株主資本等変動計算書(関連する注記を含む。以下同じ。)(保険会社が相互会社である場合には、連結基金等変動計算書)

ロ 保険会社及びその子会社等の有する債権(その価額が別紙様式第7号の3中の連結貸借対照表の有価証券中の社債、貸付金、その他資産中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに有価証券の貸付けをいう。)のうち次に掲げるものの額及び(1)から(4)までに掲げるものの合計額

- (1) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権
- (2) 危険債権
- (3) 三月以上延滞債権
- (4) 貸付条件緩和債権
- (5) 正常債権

ハ 保険金等の支払能力の充実の状況(保険会社及びその子会社等に係る法第130条各号に掲げる額を用いて定めたものに限り、当該各号に掲げる額に係る細目として別表に掲げる額を含む。)及び保険会社の子会社等である保険会社等の保険金等の支払能力の充実の状況(同条各号(法第272条の28において準用する場合を含む。)に掲げる額を含む。)

ニ 保険会社及びその子法人等が2以上の異なる種類の業種を営んでいる場合の事業の種類ごとの区分に従い、当該区分に属する経常収益の額、経常利益又は経常損失の額及び資産の額(以下この号において「経常収益等」という。)として算出したもの(各経常収益等の総額に占める割合が少ない場合を除く。)

ホ 保険会社が連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書(保険会社が相互会社である場合には、連結基金等変動計算書)について金融商品取引法第193条の2の規定に基づき公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合にはその旨

四 事業年度の末日において、重要事象等が存在する場合には、その旨及びその内容、当該重要事象等についての分析及び検討内容並びに当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策の具体的内容

2 法第111条第2項に規定する内閣府令で定める場所は、前条第2項に規定する場所とする。

別表 (第59条の二第1項第3号ハ関係(損害保険会社))

項目	記載する事項
主要な業務の状況を示す指標等	1 保険種目の区分ごとの正味収入保険料の額及び元受正味保険料の額 2 保険種目の区分ごとの受再正味保険料の額及び支払再保険料の額 3 保険種目の区分ごとの解約返戻金の額及び保険引受利益の額 4 保険種目の区分ごとの正味支払保険金の額及び元受正味保険金の額 5 保険種目の区分ごとの受再正味保険金の額及び回収再保険金の額
保険契約に関する指標等	1 主要な保険契約に係る保険期間の区分ごとの契約者(社員)配当金の額 2 保険種目の区分ごとの正味損害率、正味事業費率及びその合算率 3 保険種目の区分ごとの再保険に付した部分の控除を考慮しない発生損害額及び損害調査費の合計額の既経過保険料(当該事業年度の既経過期間に対応する責任に相当する額として計算し

	<p>た金額をいう。以下この号において同じ。)に対する割合、事業費の既経過保険料に対する割合及びその合算率(自動車損害賠償保障法第5条(責任保険又は責任共済の契約の締結強制)の自動車損害賠償責任保険の契約及び地震保険に関する法律第2条第2項(定義)に規定する地震保険契約を除く。)</p> <p>4 国内契約・海外契約別の収入保険料の割合</p> <p>5 保険契約を再保険に付した場合における当該再保険を引受けた主要な保険会社等(第71条第1項各号に掲げる者をいう。次号及び第7号において同じ。)の数</p> <p>6 保険契約を再保険に付した場合における当該再保険を引受けた保険会社等のうち支払再保険料の額が大きいことにおいて上位を占める5の保険会社等に対する支払再保険料の割合</p> <p>7 保険契約を再保険に付した場合における当該再保険を引き受けた主要な保険会社等の適格格付業者(金融庁長官が別に指定する者をいう。)又は海外においてこれと同等の実績を有する格付業者による格付に基づく区分ごとの支払再保険料の割合</p> <p>8 未だ収受していない再保険金の額</p>
<p>経理に関する指標等</p>	<p>1 保険種目の区分ごとの支払備金の額及び責任準備金の額</p> <p>2 標準責任準備金対象契約、標準責任準備金対象外契約ごとの積立方式、積立率の区分ごとの保険契約(法第3条第5項第1号に掲げる保険に係る保険契約(保険契約の内容が同号に掲げる保険とそれ以外の保険との組合せによる場合にあつては、同号に掲げる保険を主たる保険としている保険契約)を除く。)の責任準備金の積立方式、積立率</p> <p>[積立率の算式 (A)／(B)×100%]</p> <p>(A)…実際に積み立てている「普通責任準備金+払戻積立金」</p> <p>(B)…平成8年大蔵省告示第48号に定める保険料積立金及び払戻積立金(第68条第2項に定める保険契約に係るものに限る。)(標準責任準備金対象契約)+「平準純保険料式による保険料積立金(平成13年7月1日以降に保険期間が開始する保険契約に係るものに限る。)+実際に積み立てている払戻積立金(同項に定める保険契約以外の保険契約で、平成13年7月1日以降に保険期間が開始する保険契約に係るものに限る。)</p>

	<p>る。) + 実際に積み立てている普通責任準備金及び払戻積立金(平成13年7月1日前に保険期間が開始する保険契約に係るものに限る。)(標準責任準備金対象外契約) + 未経過保険料(平成13年7月1日以降に保険期間が開始する保険契約に係るものに限る。)</p> <p>(注)ただし、(A)は(B)を上回らないものとする。</p> <p>3 貸倒引当金を一般貸倒引当金、個別貸倒引当金、特定海外債権引当勘定に、価格変動準備金を含むその他の引当金ごとに区分し、前期末残高、当期末残高、当期増減額の区分ごとの残高</p> <p>4 利益準備金及び任意積立金の区分ごとの残高</p> <p>5 損害率の上昇に対する経常利益又は経常損失の額の変動</p> <p>6 人件費、物件費、税金、火災予防拠出金及び交通事故予防拠出金、法第265条の33第1項の負担金、諸手数料及び集金費の区分ごとの事業費明細</p>
<p>資産運用に関する指標等</p>	<p>1 預貯金、コールローン、買現先勘定、債券貸借取引支払保証金、買入金銭債権、商品有価証券、金銭の信託、有価証券、貸付金、土地・建物、運用資産計、総資産(積立勘定を含む。以下本表において同じ。)の区分ごとの残高及び総資産に対する割合</p> <p>2 預貯金、コールローン、買現先勘定、債券貸借取引支払保証金、買入金銭債権、商品有価証券、金銭の信託、有価証券、貸付金、土地・建物、小計、その他、合計の区分ごとの利息配当収入の額及びその他、合計を除く区分ごとの運用利回り</p> <p>3 外貨建(外国公社債、外国株式、その他、計)、円貨建(非居住者貸付、外国公社債、その他、計)、合計の区分ごとの海外投融資残高及び合計に対する構成比</p> <p>4 海外投融資利回り</p> <p>5 商品有価証券(商品国債、商品地方債、商品政府保証債、その他の商品有価証券、合計の区分をいう。)の平均残高及び売買高</p> <p>6 保有有価証券の種類別(国債、地方債、社債、株式、外国証券、その他の証券、合計の区分をいう。)の残高及び合計に対する構成比</p>

	<p>7 公社債、株式、外国証券、その他の証券、合計の区分ごとの保有有価証券利回り</p> <p>8 有価証券の種類別(国債、地方債、社債、株式、外国証券、その他の証券の区分をいう。)の残存期間別残高</p> <p>9 業種別保有株式の額</p> <p>10 固定金利及び変動金利の区分ごとの貸付金の残存期間別の残高</p> <p>11 担保別貸付金残高</p> <p>12 用途別(設備資金、運転資金、合計の区分をいう。)の貸付金残高及び合計に対する構成比</p> <p>13 業種別の貸付残高及び貸付残高の合計に対する割合</p> <p>14 大企業(資本金10億円以上の法人)、中堅企業(大企業、中小企業以外の企業)、中小企業(資本金3億円(卸売業は1億円、小売業、飲食業、サービス業は5千万円)以下の会社</p> <p>15 土地、建物、建設仮勘定、合計(それぞれ営業用、賃貸用に区分すること。)、その他の有形固定資産及び有形固定資産合計の残高</p>					
特別勘定に関する指標等	<p>1 特別勘定資産残高</p> <p>2 現預金・コールローン、有価証券(公社債、株式、外国証券(公社債、株式等)、その他の証券)、貸付金、その他、合計の区分ごとの特別勘定資産</p> <p>3 利息配当金等収入、有価証券売却益、有価証券償還益、有価証券評価益、為替差益、金融派生商品収益、その他の収益、有価証券売却損、有価証券償還損、有価証券評価損、為替差損、金融派生商品費用、その他の費用、収支差額の区分ごとの特別勘定の運用収支</p>					
<p>注 本表の作成に当たっては、継続性が異なる指標等については、その旨を注記する。</p> <p>別表 (第59条の2第1項第3号ニ関係(損害保険会社、外国損害保険会社等及び特定損害保険業免許を受けた免許特定法人))</p>						
区分	普通責任準備金	異常危険準備金	危険準備金	払戻積立金	契約者配当準備金等	合計

・・・保険						
その他の 保険						
計						

(記載上の注意)

1. 各社の実態に応じ、主な保険5種類以上を記載すること。
2. 普通責任準備金、異常危険準備金、危険準備金、払戻積立金及び契約者配当準備金等については、損害保険会社にあつては第70条第1項第1号から第4号までに規定する額を、外国損害保険会社等及び特定損害保険業免許を受けた免許特定法人にあつては第151条第1項第1号から第4号までに規定する額を記載すること。
3. 自動車損害賠償保障法第5条に規定する自動車損害賠償責任保険の契約及び地震保険に関する法律第2条第2項に規定する地震保険契約に係る責任準備金については、普通責任準備金として記載すること。

別表(第59条の2第1項第5号ニ関係(保険会社単体))

項目	記載する事項
法第130条第1号に係る細目	<ol style="list-style-type: none"> 1 第86条第1項第1号に規定する額 2 第86条第1項第2号に規定する額 3 第86条第1項第3号に規定する額 3の2 損害保険会社にあつては、第86条第1項第3号の2に規定する額 4 第86条第1項第4号に規定する額 5 第86条第1項第5号に規定する額 6 第86条第1項第6号に規定する額 7 その他金融庁長官が定める額 8 法第130条第1号に掲げる額(保険会社に係るものに限る。)のうち、1から7までに掲げるもの以外のものの合計額
法第130条第2号に係る細目	<ol style="list-style-type: none"> 1 第87条第1号に規定する額(損害保険会社にあつては、5に規定する額を除く。) 1の2 第87条第1号の2に規定する額 2 第87条第2号に規定する額 2の2 (略) 3 第87条第3号に規定する額 4 第87条第4号に規定する額

5 損害保険会社にあつては、第87条第1号に規定する額のうち、金融庁長官が定める額

5.7.4 任意のディスクロージャー

現在損害保険会社が行っているディスクロージャーには、既に述べた各種法制に基づいて作成されるもののほか、任意のディスクロージャーとして、会社ごとに作成される「会社案内」等のディスクロージャー誌がある。

ディスクロージャー誌作成の目的は、一般投資家や契約者に対する情報開示のみにとどまらず、企業のPRや損害保険のPRといった一般消費者に対する情報開示にも重点がおかれている。

[参考文献]

1. 東京海上社編 『損害保険実務講座第2巻』 (有斐閣)
2. 山本種市著 『改定 損害保険会社』 (東洋経済新報社)
3. 秋野悦司、岡本真一、玉村勝彦共著 『損害保険会計』 (損害保険事業研究所)
4. 染谷恭次郎著 『現代財務会計』 (中央経済社)
5. 永田俊一監修 『銀行経理の実務』 (きんざい)
6. 山内喜久夫編 『法人税・決算と申告の実務』 (大蔵財務協会)
7. 岡孝憲著 『損害保険会計と決算』 (損害保険事業総合研究所)